

令和3年第9回能登町議会12月定例会議 会議日程表

12月6日から12月15日（10日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	12月 6 日	月	午前10時00分	本会議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 上 程 ・ 朗 読 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	12月 7 日	火		委員会	
第 3 日	12月 8 日	水		委員会	
第 4 日	12月 9 日	木		休 会	
第 5 日	12月 10 日	金		休 会	
第 6 日	12月 11 日	土		休 日	
第 7 日	12月 12 日	日		休 日	
第 8 日	12月 13 日	月	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 9 日	12月 14 日	火	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 10 日	12月 15 日	水	午前10時00分	本会議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（酒元法子）

ただいまから、令和3年第9回能登町議会12月定例会議を開会いたします。
ただいまの出席議員数は、14人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から12月15日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（酒元法子）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、
4番 田端 雄市 議員、
5番 金七祐太郎 議員を
指名いたします。

諸般の報告

議長（酒元法子）

日程第2、「諸般の報告」を行います。
本定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案15件が提出されております。
次に、監査委員から、令和3年8月、9月、10月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（酒元法子）

日程第3、議案第71号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第17、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」までの15件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（酒元法子）

町長から提案理由の説明を求めます。

大森町長。

町長（大森凡世）

皆さん、おはようございます。

それでは、本日、令和3年第9回能登町議会12月定例会議の開会に当たりまして、議案等の提案の理由をご説明する前に、ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

去る11月25日から27日にかけて、「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定されてから10年の節目を迎えることを記念いたしまして、世界農業遺産国際会議2021が七尾市を会場に開催をされました。

当町では、26日に、会議に参加のセネガル、ペルー、ブルキナファソの3か国の駐日大使が春蘭の里を訪問されまして、能登の地域振興の取組について理解を深められました。

また、25日には、世界農業遺産10周年記念式典の会場におきまして、石川県知事の立会いの下、興能信用金庫、北國ファイナンシャルホールディングス、アステナホールディングス、のと共栄信用金庫、BPキャピタル株式会社の5つの事業者と奥能登2市2町、七尾市との「SDGs推進に係る連携と協力に係る協定」の調印式が執り行われました。

ご承知のとおり、SDGsとは、国連が定めました2030年における持続可能な開発目標でございまして、SDGsの推進というのは、世界農業遺産である能登半島の持続的な発展や地域の活性化に資するものでございまして、当町といたしましてもSDGsの普及啓発や中小企業の支援等を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、政府は先月26日に約35兆9,000億円となる2021年度の補正予算案を閣議決定いたしました。「コロナ克服新時代開拓のための経済対策」の施策を盛り込んでおり、コロナ禍で疲弊した経済の立て直しとともに、社会経済活動の再開を図り、新しい資本主義を起動させるとのこととございました。

町といたしましても、国の施策に歩調を合わせまして、感染防止対策や地域経済活動の両立を図りまして、速やかな予算の執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、新型コロナウイルスの第5波も落ち着きを見せておりまして、国は、11月19日に移動や飲食、イベント等の行動制限の緩和を行いました。町の対策方針も国、県に準拠いたしまして緩和をしたところでございます。

しかしながら、新たな変異株が出現をしていることから、町民の皆様におかれましては、新たな生活様式に努めていただきまして、今後予定をいたしておりますワクチンの追加接種を積極的に受けていただきますようお願いをいたします。

さて、本年を振り返りますと、4月10日より町政のかじ取りを担わせていただき、早くも8か月がたとうとしております。町民の皆様が健やかに安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、これまでの町政の継続すべき部分はしっかりと引き継ぎながら、これからの時代に対応した新しい能登町を目指し、取り組んでいるところでございます。

町政の運営に当たりまして、議員の皆様をはじめ町民の皆様には、ご理解とご協力を賜っておりますことを心より感謝を申し上げる次第でございます。町の飛躍・発展のため、「和」をもって、皆様とスクラムを組み、「この心この町に」のまちづくり実現に向けて邁進してまいりたいと思いますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、今年も昨年と同様、新型コロナウイルスの対応に追われた年でございました。就任後の4月23日に発出をされました3度目となる緊急事態宣言以降、町におきましても町のイベントや地区行事、祭礼などが中止、また規模縮小になるなど、異例の年となっております。

町民の皆様には、不要不急の外出を控えることや大人数での会食、飲食を控えていただくなど、厳しいお願いをさせていただきましたけれども、ワクチン接種には11月末時点で9割を超える方が接種をしていただきましたことに感謝を申し上げます。町民一人一人が感染予防に努めていただいていることが現在の新規感染者の落ち着きにつながっているものであるというふうに思っております。

町といたしましても、気を緩めることなく新型コロナウイルス感染症対策に取り組む、皆様の安心と安全の確保に努めてまいります。

また本年は、町内でツキノワグマの目撃情報が多数報告されました。幸いにも人的被害の発生はなく、安心をしているところでございますが、これから冬眠の時期に入り、冬期間の危険性は低いというふうに思われますけれども、今後も目撃情報があつた際には、速やかに注意喚起の告知放送をさせていただきます。

ますので、皆様におかれましても注意を払っていただきますようお願いいたします。

そして、年の瀬を迎えまして、日々寒さが増し、雪の予報も目にするようになってきました。気象庁が先月発表いたしました向こう3か月の天候の見通しによりますと、北陸地方の気温は「平年並みか低く」、そして降水量と積雪量は「平年並みか多い」というふうに予想されております。「備えあれば憂いなし」と言うように、早めに冬の備えをお願いいたします。

年末年始におきましては、ふだんよりも人や車が増え、交通事故も発生する可能性が十分にございますので、外出する際には十分な注意をお願いいたします。

また、暖房器具を使う機会も多くなるということから、火災が発生しやすい状況となりますので、火の取扱い、暖房器具の消し忘れ等には十分に注意をされますようお願いいたします。

また、現在、来年度、令和4年度の当初予算の編成期を迎えております。その編成に当たりましては、「第二次総合計画」「創生総合戦略」「公共施設等総合管理計画」を踏まえまして、事業の選択と集中を図り、町の発展と住民福祉の向上のための取組を推進し、次の世代に負担を残さない財政運営を目指しながら、持続可能な力強いまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

町民の皆様並びに議員の皆様には、格別のご理解とお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。

長くなりましたが、それでは、本日ご提案をいたしましたおります議案13件、諮問2件につきまして、ご説明をいたします。

初めに、議案第71号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第6号）」は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億6,476万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を160億7,355万4,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、ラブロ恋路の熱源改修工事の追加、また事業費の確定見込みによる組替えや調整でございます。また、町債残高の減少と公債費負担の適正化のために繰上償還を追加をいたしております。

歳出からご説明をいたします。

第2款「総務費」は、695万3,000円の追加であります。

第1項「総務管理費」において、第1目「一般管理費」では、例規集の押印省略に係るシステム保守業務の追加であります。

第5目「財産管理費」では、小木地区の法定外公共物ののり面対策工事費の追加であります。

第8目「地方創生推進費」では、企業版ふるさと納税に伴います基金積立金の追加と能登高等学校支援事業の財源の調整でございます。

第9目「地域振興費」では、ふるさと定住住宅助成金の確定見込みによる追加と、新たに石川版移住支援金の対象世帯が転入をされたことによります補助金を追加いたしております。

第13目「地域安全推進費」では、能登自動車学校支援事業に対する基金充当額の調整でございます。

第3項「戸籍住民基本台帳費」は、22万円の追加であります。個人番号カード交付事務費における時間外勤務手当と郵便料の追加であります。

第3款「民生費」は、166万円の追加であります。

第1項「社会福祉費」では、第3目「障害者福祉費」及び第4目「老人福祉費」において基金と地方債の財源の調整を行っております。

第2項「児童福祉費」、第1目「児童福祉総務費」では、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の事務費補助金の償還金の追加、そして決算見込みにより、ひとり親家庭等医療費給付費を追加をいたしております。

第2目「児童措置費」では、令和2年度児童手当交付金の精算に伴います償還金の追加であります。

第3目「児童福祉施設費」は、寄附採納に伴います保育所備品購入費の追加であります。

第4款「衛生費」は、941万4,000円の追加でございます。

第1項「保健衛生費」、第1目「保健衛生総務費」では、寄附採納に伴います備品購入費の追加であります。

第2目「予防費」では、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る所要の経費と予防接種事故対策費の追加であります。

第2項「清掃費」、第2目「塵芥処理費」では、能都埋立処分場浸出水処理施設の凝集槽攪拌機更新工事費の追加であります。

第6款「農林水産業費」では、1,237万5,000円の追加であります。

第2項「林業費」、第2目「林業振興費」では、林道整備事業におきまして、林業専用道樽子山線の委託業務の完了に伴う減額と同事業の開設工事費の追加及び荒廃地復旧事業におきまして五十里地内での緊急自然災害防止対策事業費を追加いたしました。

第7款「商工費」は、4,896万1,000円の追加であります。

第1項「商工費」、第2目「商工業振興費」では、地方債の追加と寄附採納に伴います財源の調整であります。

第3目「観光費」では、ラブロ恋路の熱源改修工事と、能登やなぎだ荘の自家発電機更新工事費の追加であります。

第8款「土木費」は、882万3,000円の追加であります。

第2項「道路橋りょう費」、第2目「道路橋りょう維持費」では、除雪対策費における財源の調整でございます。

第3項「河川費」、第1目「河川総務費」では、事業費の確定見込みによる県営急傾斜地崩壊対策事業負担金の減額でございます。

第5項「都市計画費」、第3目「下水道費」では、下水道事業会計の補正に伴います補助金の追加をいたしました。

第10款「教育費」は、744万6,000円の減額でございます。

第1項「教育総務費」、第2目「事務局費」では、障害者雇用に係ります会計年度任用職員報酬を追加したほか、旧鵜川小学校解体事業における財源の調整でございます。

第3目「学校教育費」では、小中学校におきましてのコロナ対策消耗品等の購入に対する国庫補助の追加と、GIGAスクール推進事業における財源の調整でございます。

第3項「中学校費」、第2目「中学校教育振興費」では、実績の見込みによります部活動等遠征費の減額と大会派遣費の追加でございます。

第4項「社会教育費」、第2目「社会教育施設費」では、美術館の管理費における財源の調整を行っております。

第5項「保健体育費」、第1目「保健体育総務費」では、全国高校総体ソフトテニス競技大会の事業の完了に伴い減額をいたしました。

第2目「体育施設費」では、体育施設管理に係る財源の調整を行っております。

第11款「災害復旧費」では、192万5,000円の追加であります。

第2項「公共土木施設災害復旧費」、第1目「土木施設災害復旧費」では、大平地内の宇出津101号線におけるのり面地滑り調査費の追加でございます。

第12款「公債費」は、8億8,209万9,000円の追加であります。

令和2年度許可債の利率確定に伴います地方債利子の減額と、将来における公債費負担を軽減するために減債基金を活用いたしまして繰上償還金を追加をいたしました。

この繰上償還金8億8,410万2,000円のうち3億1,840万4,000円は、公的資金でございまして、財政融資資金の償還を予定しており、新たに補償金を115万9,000円追加いたしております。

以上、この財源といたしまして、歳入に、第10款「地方交付税」、第12款「分担金及び負担金」、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第16款「財産収入」、第17款「寄附金」、第18款「繰入金」を追加いたしまして、第9款「地方特例交付金」、第21款「町債」を減額いたし、収支の均衡を図つ

ております。

次でございますけれども、議案第72号「令和3年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、保険事業勘定におきまして1億1,159万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を23億7,502万3,000円とするものでございます。

その内容につきましては、柔整施術療養費患者調査の実績見込みによる増額と、療養給付費、療養費、高額療養費の決算見込みによります追加、それと令和2年度分の精算に伴います交付金等の償還金の追加でございます。県支出金、繰入金、国庫支出金を追加いたしまして収支の均衡を図りました。

次に、議案第73号「令和3年度能登町下水道事業会計補正予算(第1号)」でございますが、収益的収支におきまして、下水道事業収益に1,761万9,000円を追加し、総額を8億3,356万4,000円とし、下水道事業費用に1,921万9,000円を追加し、総額を9億316万1,000円とするほか、資本的収支におきまして、資本的収入を1,399万4,000円を減額し、総額を5億7,016万7,000円とし、資本的支出を1,269万2,000円減額し、総額を8億2,526万3,000円とするものでございます。

その内容につきましては、決算見込みによります調整のほか、補助対象事業の変更に伴います収益的収支と資本的収支の事業費の組替え等でございますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第74号「能登町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について」は、認可地縁団体が作成をいたしました印鑑に係る印鑑証明書を不動産登記法等による印鑑証明書と同様に取り扱うこととするため、条例を新たに制定するものでございます。

次に、議案第75号「能登町情報公開条例の一部を改正する条例について」は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令」の公布に伴いまして、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日をもって廃止をされるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第76号「能登町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、コンビニエンスストアに設置の特定端末機において印鑑登録証明書を交付することができるよう規定するため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第77号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、健康保険法施行令等の一部改正により、令和4年1月1日から出産育児一時金等の支給額を見直すための所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第78号から83号までの6議案につきましては、「公の施設の指

定管理者の指定について」でございます。

いずれの施設につきましても指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了いたすことから、引き続き指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の選定及び期間につきましては、能登町公の施設指定管理者選定委員会の審議結果によりまして選定したものでございます。期間につきましては、営利を主たる目的としている施設は3年間、福祉施設などの管理を主たる目的としている施設は5年間としておるところでございますが、町の公共施設個別施設計画を踏まえまして期間を短縮した施設もございまして、よろしくご理解をお願いいたします。

初めに、議案第78号「公の施設の指定管理者の指定について」は、能登広域勤労青少年ホーム及び遠島山公園であります。

これらの施設は、町民の健全な育成と福祉の増進を図るための施設でございまして、住民の平等利用を確保することができる「株式会社能登町ふれあい公社」に再度指定をするものであります。

次に、議案第79号「公の施設の指定管理者の指定について」は、のと九十九湾観光交流センターであります。

この施設につきましては、イカ漁を生かした観光情報の発信及び観光遊覧船の運航やマリンレジャーを行い、地域資源を活用し、地元製品の販売による地産地消に取り組む施設でございまして、地域の活性化を目指し、地域に根差した持続的な管理運営を行うことができる「株式会社こっしやえる」に再度指定をするものでございます。

次に、議案第80号「公の施設の指定管理者の指定について」は、老人憩の家たなぎ荘、老人福祉センター笹ゆり荘、小木デイサービスセンターでございまして。

これらの施設につきましては、高齢者の福祉の向上及び各種支援を行う施設でございまして、住民の平等利用を確保することができる「社会福祉法人能登町社会福祉協議会」に再度指定をするものでございます。

次に、議案第81号「公の施設の指定管理者の指定について」は、藤波デイサービスセンター及び七見デイサービスセンターでございまして。

これらの施設についても、高齢者の福祉の向上及び各種支援を行う施設でございまして、住民の平等利用を確保することができる「社会福祉法人石川県社会福祉事業団」に再度指定をするものでございます。

次に、議案第82号「公の施設の指定管理者の指定について」は、遠島山公園内にございます6つの文化施設のほか、能都体育館、能都野球場、内浦総合

運動公園内にごございます9施設及び藤波地内のテニスコート周辺の5施設の計22施設についてでございます。

これらの施設につきましては、町民の健全な育成と福祉の増進及びスポーツを通した関係人口の交流を行う施設でございまして、施設の効用を発揮させることができる「株式会社能登町ふれあい公社」に再度指定をするものでございます。

次に、議案第83号「公の施設の指定管理者の指定について」は、柳田体育館及び柳田野球場でございます。

これらの施設につきましても、町民の健全な育成と福祉の増進及びスポーツを通した関係人口の交流を行う施設でございまして、施設の効用を発揮させることができる「公益社団法人能登町シルバー人材センター」に再度指定をするものでございます。

次に、諮問第2号及び諮問第3号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。町内には、現在7名の人権擁護委員の方がおられます。そのうち2名の方が令和4年3月31日をもって任期満了となりますことから、能登町字真脇の「本谷憲市」氏の後任といたしまして、豊富な専門知識と経験をお持ちであります字羽根の「坂下秀治」氏と、字小間生の「坂尻敏枝」氏の再任について、お二人を人権擁護委員候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願いをいたします。

なお、令和4年3月31日をもってご勇退をされます「本谷憲市」氏におかれましては、4期12年にわたり人権の擁護と人権思想の普及高揚にご貢献をされました。長年のご活躍に対しまして心から感謝を申し上げますとともに、これからも健康に留意され、今後とも後進の育成にご助力を賜りたいというふうに存じます。

以上で本会議に提出をいたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程の順序変更

議長（酒元法子）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第16、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第17、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の2件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第16、諮問第2号及び日程第17、諮問第3号の2件を先に審議することに決定いたしました。

諮問第2号、諮問第3号

議長（酒元法子）

ただいま先議することに決定いたしました諮問第2号及び諮問第3号の2件を議題といたします。

質疑、討論の省略

議長（酒元法子）

お諮りします。

諮問第2号及び諮問第3号の2件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号及び諮問第3号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（酒元法子）

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、能登町字羽根、坂下秀治氏を議会としては適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

起立全員であります。

ご着席ください。

よって、諮問第2号は、適任とすることに決定いたしました。

議長（酒元法子）

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、能登町字小間生、坂尻敏枝氏を議会としては適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

起立全員であります。

ご着席ください。

よって、諮問第3号は、適任とすることに決定いたしました。

質 疑

議長（酒元法子）

次に、日程第3、議案第71号から、日程第15、議案第83号までの13件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

補正予算の11ページ、歳入のところでお聞きをしたいと思います。

ここで一般寄附金で企業版ふるさと納税というのが上がっております。200万円。これについて、町内の方なのか、それ以外なのか。また、公表できるものなら公表していただきたい。

議長（酒元法子）

鶴垣ふるさと振興担当課長。

ふるさと振興担当課長（鶴垣厚夫）

田端議員のご質問にお答えいたします。

件数は2件でございます。200万の歳入、寄附をいただいたものでございます。

企業側のほうから、企業名等については非公開にしてほしいという要請がございましたので、名前等については控えさせていただきます。

以上です。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

町内か町外かは言えませんか。

議長（酒元法子）

鶴垣ふるさと振興担当課長。

ふるさと振興担当課長（鶴垣厚夫）

企業版ふるさと納税の性質上、町内に本社及び主な事業所を有する企業等がこの寄附をすることができないとなっております。ご質問の内容については、町外の企業となっております。

以上です。

議長（酒元法子）

ほかにございませんか。

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

まず、先ほど町長からの説明にありました繰上償還金 8 億 8,400 万、このうち 3 億 1,800 万ですか、その財政融資資金の償還を予定しており、その後の補償金 115 万 9,000 円、この補償金の意味は何でしょうか。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

繰上償還のほうの補償金のほうについてのご質問かと思われまので、こちらのほうでお答えいたします。

こちらのほうでございますが、今回の繰上金の中に公的資金のほうを金額を償還するというようにしております。こちらのほうの公的資金につきましては、繰上げの本来支払わなければいけなかった利息分がございます。こちらのほうについては、公的資金は民間資金よりも定期で借りれるということで、こちらの性質上、実際その利息分を支払わなければならないということになっておりますので、こちらの分を補償金で持たせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

議長（酒元法子）

3 番 馬場議員。

3 番（馬場等）

要するに民間の利息分ということですね。

企画財政課長（諸角勝則）

そうです。

3 番（馬場等）

もう一つ、よろしいですか。

議案の 78 号から議案第 83 号、指定管理者の選定においてですけれども、すみませんけれども全協でもちょっとお聞きしたんですけれども、もう一度確認したいんですけれども、選定委員会の審議結果により選定したと書いてあります。もう一度お聞きします。選定委員会の構成についてお尋ねします。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

選定委員会の構成のメンバーですが、選定委員会は10名以内の委員をもって組織することとなっております。また、委員には総務課長、関係課長、その他必要と認める者となっております。今回につきましては、その他必要と認める者はございません。関係課長と総務課長ということになっております。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

要するに外部の有識者関係、要するに第三者は一切入っていないということですね。

それともう一つ、それに関してですけれども、施設ですから施設管理者と、もちろん要するに指定管理者と、それから町と、両方で審議、要するに第三者が入っていないということですね。審議されて、この評価項目を見たときに、町民の目線というか視点というか、利用者の意見というものは評価項目には反映されているのでしょうか。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

こちらのほうにつきましては、各指定を行っていただく団体のほうから提出されました申請書等で、先ほど申しました選定委員会の委員のメンバーのそれを基に審議したということになっておりますので、町民の意見という形では反映されていないということになると思います。

3番（馬場等）

反映されていないということですね。そういうことですね。分かりました。あとは委員会で、またお聞きします。

議長（酒元法子）

ほかにありませんか。

1番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

今、馬場議員が質問した内容と少しかぶりますけれども、指定管理について。

どの施設も引き続き、再度指定管理を受けるということになっております。その中で、各施設 7 項目、評価項目がありますが、運営の安定性について C と評価されているところがあります。のと九十九湾交流センター、そして藤波のデイサービスと七見デイサービス、それと能都体育館、能都野球場、あと内浦総合運動公園の 9 施設。特に営利を目的としているのと九十九湾交流センターにおきましては、運営の安定性について C というような評価が下されておりますけれども、こういった内容で C というふうな評価されたのか、教えていただけないでしょうか。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

各施設のほうの審査につきましては、議員おっしゃるとおり評価項目、7 つの項目に分けて、それぞれによって審査をいたしております。その中で、先ほど言われました運営の安定性のところには C と評価されておる施設もございます。そちらのほうの C の判定につきましては、先ほど言いました選定委員の各判定をしたものを総合して評価のほうが C となっております。また、今回のほうの評価につきましては、総合評価、7 つの項目をトータルとして評価いたしたところで、そちらのほうで全ての施設が B という形でこちらのほうの審議をいたしましたので、ご理解願いたいと思います。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

選定委員が C としたから C、合計 B だから B ということですか。何で C という評価をしたのかというのは話し合われてないんですか。C とした評価の理由。安定性について。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

Cといたした内容につきましては、こちらのほうの選定委員会のほうの内容につきましては、外部にはそのときの審議の内容のほうは公開しないということになっておりますので、こちらのほうでは控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

私たちが質問して、外部ということになるのでしょうか。私はおかしいと思うんですけども。これ以上、聞きません。これでいいです。

議長（酒元法子）

ほかにありませんか。

1 3 番 宮田議員。

1 3 番（宮田勝三）

補正予算の地域振興費、ふるさと定住住宅助成金 2 1 0 万円見てあります。当初では 9 0 0 万ぐらいだったかなと思っております。話が長くなって申し訳ないんですが、コロナ禍のせいとは言えないでしょうけれども大変移住定住についての問合せが多くなっている。隣接市町においても多くなっている。そんな影響もあるのかなと思っているんですが、大変ありがたいというか、うれしいことなんですけれども、当初の 9 0 0 万の中で何件ぐらい実を結んだのか。今回の予算じゃないことなので、もし分かりませんでしたら後で聞きますが、もしお分かりになったら聞きたいということと、今回の 2 1 0 万円、助成の仕方というのはいろいろあるんでしょうけれども、一律ということもないんでしょうから、何件ぐらい推定をされた予算なのかなということで、お聞きをさせていただきたいなと思っております。

議長（酒元法子）

鵜垣ふるさと振興担当課長。

ふるさと振興担当課長（鵜垣厚夫）

宮田議員のご質問にお答えします。

当初、おっしゃるとおり 9 0 0 万の当初予算を計上しておりました。これにつきましては、これまで 5 か年の実績に基づいた件数から、費用から平均値を

出しまして当初予算を計上させていただいたもので、900万を見込んだものです。

今回、実績見込みとなりましたのがトータルで10件の申込みがあります。新築が2件、それから中古住宅の改修が5件、それから実家の改修が3件といったことで、トータルの見込みが1,110万円となることから不足額210万円を今回計上させていただいたものです。

以上です。

議長（酒元法子）

ほかにありませんか。

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

3番議員や1番議員とちょっと重なるのかもしれませんが、先般、歩こう会のメンバーから質問されまして、そのことについて関係があるもので聞きたいと思います。

議案第78号の公の施設の指定管理について、遠島山公園がふれあい公社の指定になっていたということですよ。ここにおいて、私しょっちゅうあそこに行っているものですからよく分かるんですが、公園の広場は大変よく管理されております。ただ、この間、歩こう会のメンバーから聞いた声をお伝えします。益谷秀次先生の銅像の前からこれまで宇出津湾が見渡せるようになりました。これも大事な景観としてあったはずなんですが、これが今全く見えなくなっている。そして遊歩道に関しては雑木が大変ばたばたになっていると。

今、指定管理についてですから、本来の質問と違って申し訳ないんですが、ただ、私が気にかかるのは、指定管理を結ぶについて、こういうことについての話し合いというのはできているのか。それから、先ほどから資料が上がってきているということだけれども、現場を見てこういう指定管理をなされているのか。ここら辺が大変気にかかります。

同様に、議案第82号、ここの幾つかの施設の中に郷土館があります。この郷土館、かやぶき屋根が、見た方は絶対知っているはずですが真ん中からかなり緩んできて、いつ崩壊するや分からないような状況になっています。こういうこともしっかり確認した上で指定管理というものを結ばれているのか。当然、修復とか除却とか、そういうことは町のお金でするわけですから、指定管理者とはまたそのときに話し合うことだということは重々承知なんです、そういうことについてもしっかり町の将来を見据えるために。

町長もたしかおっしゃっていましたね、ここで。今日の中でも。これらの施

設は町民の健全な育成と福祉の増進を図るための施設であるというような言い方をされております。大変いいお話なので、そういうことについて、やはり町の大事な公園としてどういうふうに管理するのかということも含めて、指定管理のことについて担当課からお話を聞きたいと思っておりますが、よろしく願います。

現場見ているからとかそういうことはいいんですよ。そして、そういうことについて話があったのか、なかったのか。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

遠島山公園につきましての指定管理の件であります。

ご存じのとおり、遠島山公園は面積が約5.6ヘクタールありまして、そして施設内には全長67メートルのつり橋、しらさぎ橋のほか、児童遊具が配置されております。全長約2キロの遊歩道を有して、散策のコースにもなっているというところでもあります。

指定管理者は、定期的な巡回点検、それから公園内の芝生だとか樹木等の管理も含めて環境美化にも努めておるということは確認をしておりますが、遠島山公園の樹木そのものが老朽化した樹木もあって、先日も松の木が倒壊したというところでもあります。もともと松の群生が多かったんですけれども、ここ30年、40年の間でタブノキ、シイノキの群生が変わって、植物の群生が変わってきておまして、今ほど言われましたように、遠島山公園からの景色が阻害されるようなものになっております。

ただ、遠島山公園そのものは能登半島の国定公園でもありますし、そして都市計画の都市公園の風致公園というところにもなっております。そしてまた、観光の施設の公園。幾つかの要素を抱えた公園でありますので、それぞれの部署で、それぞれの管轄の中で検討していくべきものがたくさんございますので、その辺は今ご指摘のあったように、それぞれの担当の中で検討していきたいと思っておりますし、直接指定管理者との話よりも、それぞれの部署の中で検討すべき課題かなというふうに思っておりますので、ご了解願います。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

私も言おうと思った風致地区とか国定公園のこともちゃんと分かっておいで
てやっているわけなので、例えば植物公園等に関しても、公園管理というのは、
金に関わる管理ばかりではなくて公園そのものを管理するというような項目が
入っていると思います。当然のことながら大事な公園としてどう残すかについ
ては、指定管理を受けた方が100%分らないというのではなくて、ちゃん
と分かった上での管理をお願いするのが筋だと思いますので、どうかしっかり
指定管理を指名したいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

議長（酒元法子）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（酒元法子）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第71号から議案第83号までの13件
については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の
常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第83号までの13件については、お手元に
配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託するこ
とに決定いたしました。

請願上程（請願第1号）

議長（酒元法子）

次に、日程第18、請願第1号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択について」を議題といたします。

趣旨説明

議長（酒元法子）

今期、定例会議において上程することとした請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおりであります。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

4番 田端雄市議員。

4番（田端雄市）

ただいま上程されました請願第1号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択について」の趣旨説明をいたします。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策や貧困・いじめ・不登校に加え、GIGAスクール構想1年前倒しの実施など、解決すべき課題が山積みしており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分確保することが困難な状況となっています。

子供たちの豊かな学び、そして学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数の改善が不可欠であります。

こうした観点から、2022年度政府予算編成において関係機関への意見書の提出を請願いたします。

1. 中学校・高等学校での30人学級を早急に実施すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種配置増など教職員定数改善を推進すること。とりわけGIGAスクール構想の実施に伴うICTサポーターの配置増を早急に行うこと。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、議員各位におかれましては、ご審議の上、何とぞご採択賜りますようよろしくお願いを申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（酒元法子）

請願の趣旨説明が終わりました。

常任委員会付託

議長（酒元法子）

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願の審査結果については、今期定例会議期間中に報告していただきますようお願いいたします。

休会決議

議長（酒元法子）

日程第19、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、12月7日から12日までの6日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、12月7日から12日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

次会は、12月13日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（酒元法子）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午前11時01分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (酒元法子)

ただいまの出席議員数は14人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (酒元法子)

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしくお願ひします。また、質問の回数は質疑と同様に原則として一つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許可します。

1番 吉田議員。

1番 (吉田義法)

おはようございます。

質問に入る前に、少しだけ話をさせていただきます。

日本プロ野球は、石川県かほく市出身の奥川投手が所属しますセ・リーグのヤクルトスワローズが6年ぶりにリーグ優勝しました。さらに、日本シリーズではパ・リーグ優勝のオリックスと対戦し、4勝2敗でヤクルトが20年ぶりに日本一に輝きました。全日程が終了し、今は各選手においては契約更改交渉が行われております。

高卒2年目の奥川投手は、今シーズン9勝を上げ、リーグ優勝に貢献しました。現在の推定年俵は1,600万円ですが、来シーズンの年俵は大幅にアップする可能性があります。一方、今シーズン途中で日本ハムファイターズから巨人にトレードされ、成績不振に終わった高卒14年目の中田翔選手は、今期の推定年俵が3億4,000万円。それから1億9,000万円の大幅の減。そして1億5,000万円に更改されたと報道されました。

プロ野球選手の年俵は、今シーズンの活躍状況が査定され、来シーズンの年俵が提示されます。ベテラン選手であればこれまでの功績、そして若手選手であれば来期への期待も込められている金額となるのではないかなと思います。

では、能登町においては、町長の給料月額が82万円、副町長は62万円、教育長が55万円。プロ野球選手のように契約更改交渉はありませんが、もしあったとしたら来期の年俵はいかがでしょうか。増額ですか、それとも減額でしょうか。

また、議員報酬月額は26万円であります。副議長が28万円、議長が31万円です。我々議員においても減額と言われられないように、常日頃から町民の皆様のために、そして町の発展のために力を尽くさなければならないと考えております。

それでは、通告のとおり4点質問します。このうち最初の3点は公営住宅に関連した質問となりますが、1事項に対する質問回数が制限されているため、質問事項の内容を3つに分け、ルールに従い、それぞれの事項に対し3回までの範囲内で質問をさせていただきます。

調べていくうちに疑問に思うことが多くありました。1事項に3回までの質問で収める場合には、一度に質問を幾つも列挙しなければなりません。答弁においても列挙されることとなります。これでは質問者や答弁側が理解できても、傍聴されている方や有線放送をご覧になられている方には分かりにくいですし、能登町議会においては一問一答方式を採用しておりますので、分けて質問をさせていただきます。

公営住宅の整理・整備について質問します。

公営住宅の現状、建てられている目的、そして住宅名、所在地、募集の有無、入居戸数、住んでいる人数も分かれば教えていただきたい。

また、募集を停止している住宅があります。私の印象では、その半分以上が空いているように思います。空き家は、獣のすみかになることや、見た目も悪いことなど、衛生上、防犯上、環境上よくありませんので、空いた部屋や空いた区画から解体したほうがよいと考えます。しかしながら、現在も入居されている方がいますので、入居されている方に配慮した町の考えを示してください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、吉田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

公営住宅というのは、公営住宅法に基づきまして国の補助事業として整備・

運営をされている住宅でございます。その目的は、住宅に困窮する低額所得の方に対して低廉な家賃で住宅を提供することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することとされておるところであります。

そして、町の公営住宅の現状については、12月1日現在の管理戸数は12団地で216戸ございます。能都地区に7団地、柳田地区に1団地、内浦地区に4団地ございまして、各住宅の状況について順にご説明をいたしますが、この場において各住宅の詳細な状況を説明する必要性について少し疑問に思っているところでもあります。

田ノ浦住宅。現在は新規募集は停止をしております。所在地は宇出津口字145番地。管理戸数全5戸のうち2戸に3名の方が入居されております。

次に、城野住宅。所在地は宇出津山分5字26番地。管理戸数全48戸のうち47戸に107人の方が入居されております。

中央住宅。現在、新規募集は停止しております。所在地は宇出津レ字9番地1。管理戸数全5戸のうち2戸に2人の方が入居されております。

新港住宅。所在地は宇出津新港1丁目49番地。管理戸数全10戸のうち10戸に19人の方が入居されております。

波並住宅。現在、新規募集は停止しております。所在地は波並21字59番地1。管理戸数全10戸のうち3戸に4人の方が入居されております。

鶺鴒住宅。現在、新規募集は停止しております。所在地は七見へ字40番地。管理戸数全20戸のうち12戸に19人の方が入居されております。

桜木住宅。所在地は鶺鴒30字1番地。管理戸数全36戸のうち29戸に52人の方が入居されております。

ひかり団地。所在地は国光レ部38番地。管理戸数全8戸のうち8戸に18人の方が入居されております。

梅ノ木団地。所在地は松波2字82番地。管理戸数全17戸のうち17戸に24人の方が入居されております。

枇杷坂団地。現在、新規募集は停止をしております。所在地は松波二字1002番地55。管理戸数全30戸のうち16戸に27人の方が入居されております。

もちの木団地。現在、新規募集は停止しております。所在地は布浦ヌ字45番地。管理戸数全15戸のうち8戸に14人の方が入居されております。

九十九団地。所在地は小木3丁目8番地。管理戸数全12戸のうち11戸に16人の方が入居されております。

合計165戸に305人の方が入居されております。

これをまとめますと、現在の管理戸数は12団地で216戸ございます。能都地区に田ノ浦、城野、中央、新港、波並、鶺鴒、桜木の7団地、柳田地区に

ひかりの1団地、内浦地区には梅ノ木、枇杷坂、もちの木、九十九団地の4団地であります。

この全体の12団地のうち6団地、田ノ浦、中央、波並、鶉川、枇杷坂、もちの木については、現在募集を停止しておりまして、募集を停止している戸数はその6団地に42戸ございます。全体の入居状況につきましては、165戸に305人の方が入居されておるという状況でございます。

そして、その募集停止している団地につきましては、住宅マスタープランに基づきまして、現入居者の退去に合わせて緩やかに廃止をしていくという計画となっておりますので、ご理解をお願いします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

大変細かいところまで説明をしていただきまして、よく分かりました。

公営住宅のエアコンや室内照明器具は入居者が準備することになっていますが、エアコンや照明器具は住宅に常設していなければならないものなのではないでしょうか。また、公営住宅は住宅に困窮する低額所得の方に提供される観点からも、常設しておかなければならないと考えますが、町の見解をお聞かせください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

住宅のエアコンや居室の照明などの設備につきましては、冷蔵庫や洗濯機と同じで、必要とされる入居者が設置するという考えでおりますので、町で設置する予定はございません。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

エアコンとかそういうのって、昔は入る者が入れたのかも分かりませんが、今の実情に合っていないような気はします。

公営住宅は、一般住宅より狭いことや平家建てであること、近年の気候から

考えると、エアコンは不可欠だというふうに私は思います。アパートなどには当然ついている設備ですし、前入居者が取り付けたものを後から入居する方が使える場合もあることから、これでは不公平なのではないかなというふうに思います。

町の広報紙「広報のと」のくらしの掲示板に、町営住宅の入居者募集が毎月載っております。過去1年間の募集状況を見ると、鶴川の桜木住宅には3から4部屋、常に空いているようですが、宇出津地区の公営住宅は空きが出ても入居希望者がおり、すぐに埋まっているようです。また、松波地区の住宅はあまり出入りがないように思いますが、このことは松波に入りたくても空きがないということではないでしょうか。

このことから、公営住宅においては需要があると考えます。特に宇出津や松波地区において必要性を感じます。増築を含め、元教員住宅や医師住宅など空いていて使えるものは利活用するべきではないかと考えます。町の見解をお聞かせください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

公営住宅の需要についてでございますけれども、町の公営住宅の管理戸数は、県内の自治体の人口比率で見ますと戸数は多いほうであります。宇出津地区の城野住宅及び松波地区の梅ノ木団地の建て替え事業も今年度完了いたします。当地は民間賃貸住宅も多く建築されておりますし、近年の公募状況から見ても需要を満たしているということから、新たに増設する予定は現在のところございません。

また、町管理の医師住宅等のその他の住宅につきましては、それぞれの目的に応じて設置されておまして、整備基準がある公営住宅への転用というのは制度上できませんので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

能登町は、県内の自治体の中でも公営住宅が整備されているほうだということで、その点は環境が整っているのかなというふうに理解いたしました。

続いて、公営住宅入居者への対応について質問をいたします。

現在の公営住宅入居資格について、主なものを挙げてください。また、入居世帯の月額所得条件の設定等は何を根拠としているのか。なお、入居の優先順位はある。これらの条件は適切と町は考えているのか、お答えください。

議長（酒元法子）

兄後建設課長。

建設水道課長（兄後修一）

それでは、公営住宅の入居資格についてのご質問ですので、私のほうから説明をさせていただきます。

公営住宅は、公営住宅法施行令及び条例により定められております。詳細については、広報のとやホームページでも確認できますので、よろしく願いいたします。

入居の優先順位については、応募者の世帯状況、住宅への困窮度などにより優先度を決めております。優先順位を決定することが難しい場合は応募者による抽せんを行って決めていきます。優先順位を決定することが難しい等、条件等によって、法令に従って定めておりますので、適切であるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

この場において、質問にホームページに載っているからとか広報に載っているから見てくださいというような答弁ではなくて、主なものを1つでも2つでも挙げていただければよかったかなというふうに私は思います。

入居しようとする世帯の所得合計額が月額15万8,000円以下である世帯を一般世帯、月額25万9,000円以下の世帯を裁量世帯とし、所得額に応じて家賃が設定されている。こういうルールでありますね。

入居世帯の構成員の人数や年齢により月額所得が算出されますが、年齢の基準はいつでしょうか。構成員に異動が生じた場合の所得更正はいつ行われますか。また、収入超過者や高額所得者に移行する所得の目安や家賃等は余裕を持って事前に知らせるべきだと考えますが、現状と見解についてお答えください。

議長（酒元法子）

兄後建設課長。

建設水道課長（兄後修一）

公営住宅の所得などの認定の基準日ということですが、既に入居者されている方については10月1日を基準日としております。法に定められた収入申告により翌年度の家賃を算定しているところでありまして、家賃決定通知は11月中に案内しております。その際に、収入超過者及び高額所得者の認定も併せて案内しております。

また、異動が生じた場合の年度途中での家賃の更正は行っておりません。反映は翌年度からということになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

基準日が10月でありますから、決定通知のほうは11月になるのでしょうが、私の事前には、決定したことを伝えるのではなく、月額所得が幾ら上がると家賃も一つ上の金額に上がりますよや、収入超過者や高額所得者として認定されることになりましてよということなんです。その状態になる前に事前に伝えてくださいということでもあります。

実際に、収入が増えることだけではなく、高校を卒業し就職のため家を離れるなど世帯構成員の異動によっても月額所得が上がることになります。構成員の人数や年齢を把握しているのですから、当然予測できることではないでしょうか。

収入超過や高額所得と認定された場合、10万円や18万円を超える家賃が設定されています。これは近傍同種家賃と同額とありますが、町内にはこのような高額な家賃の物件はなく、算出根拠は何でしょうか。

また、所得月額が31万3,000円を2年間超えると高額所得者として認定され、明渡しを請求するとあります。一方、宇出津地区のたなぎ団地や柳田地区のさくら団地、上町地区のわすみ団地などの特定公共賃貸住宅は、中堅所得者を対象とし、住宅に困窮している世帯の方のための住宅ですが、入居資格の月額所得は15万8,000円以上、48万7,000円以下とあります。低額所得者を対象とした公営住宅では31万3,000円を超えると高額所得者で、中堅所得者を対象とした特定公共賃貸住宅では48万7,000円までが中堅所得と認められているようです。このことについて違和感があります。しかも、特定公共賃貸住宅では所得額に関係なく家賃が決まっており、一番安い姫団地では公営住宅の家賃とほとんど差がない2万5,000円の部屋があ

りますし、一番高いところでも、たなぎ団地の5万3,000円です。

特定公共賃貸住宅の規定は現行でよいと思いますが、公営住宅の規定は見直すべきだと考えます。町の見解を聞かせてください。

議長（酒元法子）

兄後建設課長。

建設水道課長（兄後修一）

それでは、近傍家賃等についてということで、公営住宅法に定められた方法によって算定しておるということであります。近年建築した住宅の近傍家賃が高くなっているというのが原因ではないかなと思っています。算出根拠の一つである建築費が、人件費、それから材料等が高騰しておるということで、増大しているという傾向にあるのが一番の要因ではないかと考えております。

また、所得超過者、それから高額所得者と認定された入居者の家賃についても、これも法により算定が定められておりますので、家賃決定の通知案内後に面談を実施しております。要望があり、空いている特定公共賃貸住宅へのあっせんができたケースもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

材料が高騰しているから。どういうところでお金がかかったとしても、その住宅に住んでいただけるかどうか。それはやっぱり家賃じゃないでしょうか。こちらが高級な材料を使っていい家を建てたとして、20万円ぐらいもらわないと割に合わないというようなことを設定しても、そういう家に住む方はおいでない。どれだけ高級でもやはり5万とか6万ぐらいまでが一般的に借りやすい金額なんじゃないかなというふうに思います。だから10万、18万というのは、すごく不思議な金額だと私は感じております。

次に、公営住宅の在り方について提案をします。

公営住宅は、低額所得者で住宅に困窮されている方のための住宅です。入居者の家賃は月額所得により決まります。この月額所得は、実際の収入だけではなく、同居する人数や扶養親族が70歳以上であるかとか、高校生であるか。実際は年齢なんでしょうけれども。障害のある方がいるか。介護が必要な方がいるかなど世帯員の構成により算出されます。亡くなられる方や高校を卒業し家を離れ就職されることで世帯員が減ることにより、月額所得は上がります。

実際の収入が大きく増えることは考えにくく、実際の収入が減っていても月額所得が上がるという計算になる場合も大いにあります。

公営住宅から特定公共賃貸住宅へ移ることも可能であるということですが、住んでいる地区が変われば、通学手段や時間も変わりますし、近所にいた友達とも遊べなくなります。その家庭によっては受験の年と重なるような場合もあるかもしれません。子供にとっては大きく環境が変わってしまいます。

コロナ禍であることや子育て支援の観点から、家賃の値上げや収入超過、高額所得認定については、コロナが収束するまでの期間や、その世帯の義務教育を終えるまでや、また高校を卒業するまでなど、一定の期間を猶予期間とすることを提案します。

また、引っ越しすることなく公営住宅入居資格から特定公共賃貸住宅入居資格に移行することも提案いたします。

町の見解をお聞かせください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

収入の超過者や高額所得者につきましては、法令に定められたとおり猶予等の規定はございませんので、町独自の対応というのは考えておりません。

また、公営住宅を特定公共賃貸住宅として賃貸するということについてでありますけれども、公営住宅というのは国から補助を受けて整備された施設でございます。そのため本来の目的を逸脱することになりますので、町としてはこれまでと同様、住宅に困窮する方に対して低廉な家賃で住宅を提供し生活の安定に寄与してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

公営住宅についての最後の質問になります。

入居者が公営住宅から退去する理由と、退去後の居住地を把握していますか。これは非常に大事なことだというふうに思っております。町側に問題があるのならば即座に解決すべき。そして、町外への転出などされないよう努めるべきです。答弁をお願いします。

議長（酒元法子）

兄後建設課長。

建設水道課長（兄後修一）

町営住宅を退去された理由や退去後の住所を把握しているかというお問合せかと思いますが、退去後の事務処理に必要な情報等を把握しています。残務整理というか、要するに最後の事務処理に必要な情報をいただいておりますこととあります。

以上であります。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

公営住宅や特定公共賃貸住宅の規定については、町の規定というよりは国で定められた法令に従っている部分が多いということを理解しました。私が申し上げて提案していることは、簡単にできることじゃない、難しいことだというようなことも理解しております。

課長の答弁する姿を見ていますと、大変申し訳なくと思いますが、これらの法令で決められていることを守ることというのは大事ですが、私は、法令で決まっているからできませんとって済ませてしまうのはよくないというふうに考えます。現代社会に合っていないことや町の実情に合っていないことがあると思います。そういったことは県や国に伝えるべきです。簡単に行かないことでしょうか、見直させるべきです。声を上げなければ何も変わりません。また、国や県の規定で行き届いていない部分は町が規定を定めるべきです。そして、きめ細やかな対応をするべきだというふうに思います。

特定公共賃貸住宅の入居資格には、同居する親族がいる者とあります。単身者は対象外ということですが、以前かなりの空きが空いていて、単身者も入居を認めた時期があるようです。このように柔軟に対応したこともあったのですから、法令で決まっているからできないというのは理由にならないのではないのでしょうか。私は、やる気があればできると思っております。

答弁については、あまりにも冷たく、優しさが感じられるものではありませんでした。質問しているのは私ですが、住むところに困っていない私に対して答えるのではなく、本当に困っている方、公営住宅に住んでいる方、そしてそれを必要としている方、その方に答弁をすれば、もっと思いやりのあ

る答弁ができたのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。

林道整備と維持管理について質問します。

町が管理する林道数及び舗装工事の対象となる林道の規格や用途を示し、最近、舗装工事を行った林道の距離、事業総額、町負担額を示すとともに、工事目的、経緯を説明してください。

また、令和4年度以降に実施する計画についても示してください。

議長（酒元法子）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

それでは、吉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町が管理する林道の数及び舗装工事の対象となる林道の規格や用途についてですが、現在町が管理する林道は79路線ございます。林道は主に自動車道と軽車道がございまして、町が管理する林道は全て自動車道となります。この自動車道は1級から3級に区分され、幅員が3メートルから5メートル規格の林道となります。

次に、最近舗装工事を行った林道の年度、距離、事業総額、町負担額及び工事目的や経緯についてありますが、町では林野の利用開発や山村の環境整備、作業現場へのアクセスの改善を図ることを目的として林道の舗装工事を行っております。過去3年の実績になりますが、林道小浦谷線と河ヶ谷線の2路線で補助事業であります県単林道事業を活用し舗装工事を行っています。小浦谷線では令和元年度から2年度に工事を行い、延長140メートル、事業総額347万6,000円で、内訳として県補助額136万円、町負担額211万6,000円となります。河ヶ谷線では、平成30年度から令和2年度に工事を行い、延長560メートル、事業総額1,082万5,000円で、内訳として県補助額432万円、町負担額650万5,000円となります。

今年度は小浦谷線で工事を行っており、延長150メートル、事業総額305万7,000円で、内訳として県補助額120万円、町負担額185万7,000円となります。これらの事業は地元より舗装整備の要望がありまして、町で精査を行い事業実施へ至っております。

最後に、令和4年度以降の計画についてですが、林道小浦谷線と林道河ヶ谷線の2路線を計画しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

過去3年は宇出津地区大平地区の小浦谷線と内浦地区の河ヶ谷線の2路線で舗装工事が行われた。そして、4年度においても引き続きこの2路線で舗装工事が行われるということが分かりました。

河ヶ谷線については、距離が長いので完了は令和11年度と長期の計画のようですが、このような長期にわたる林道舗装工事の際は、1方向からのみではなく、利用度を考慮し両方から行うべきだと考えます。

また、工事後の林道整備ですが、主に草刈りになると思いますが、そういった林道整備は行われていますか。お答えください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、長期にわたる林道舗装工事の際は両方向から行うべきということでございます。河ヶ谷線のことですね。

今後の計画においては、林道の利用度などをおっしゃるとおり考慮いたしまして、必要な箇所から柔軟に舗装整備をしていくことといたしますので、ご理解をお願いいたします。

林道の管理につきましては、町や森林の所有者、そして地元集落の方々が中心となって組織する林道愛護組合などが行っておるところですが、近年では不在地主や後継者の不足、そして高齢化によりまして人手の確保が難しい事案もございまして、草刈りなどの手入れが行き届いていない路線も出てきているというのが現状でございまして、全ての林道の草刈りを行うというのは困難な状況であるということでご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

河ヶ谷線は、林道とはいえ利用度が高いのは沿線の水田耕作のために使われていることが多いのではないかなというふうに思います。河ヶ谷側のほうは耕作地まで工事が終わっておりますし、反対側の程谷集落側にも水田を耕作されている方がおります。利用度を考慮して工事を行っていただきたいというふう

に思います。

最後の質問に入ります。

旧能都町には、過去に舗装工事を行った林道が多く見受けられます。しかし、草刈りなど維持管理が行き届いていないように見えます。小浦や羽根から上がる林道は、海岸線の道路が高波や崖崩れなどで通行できなくなることが予測できます。そのため防災上、常時整備しておく必要があると考えます。

このような状況で新たに舗装工事を進めても、新しくできた林道、そして今までの林道をきれいに維持できるのか、そして無駄にならないのか、疑問に思うところがあります。お答えください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

議員がおっしゃるとおり、防災上の観点から、迂回路となる林道羽根、小浦の2路線につきましては、今後も定期的に巡回を行いながら適切な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

また今後、様々な理由で手入れが行き届かない、あるいは手入れができない場合があるかと思えますけれども、今後は舗装工事を進めていくに当たりまして、そのような点を踏まえて、計画の見直しも考慮しながら慎重に事業を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

要望があつて舗装工事を行った林道については、地元集落で草刈り作業を行うべきだというふうに思います。また、過去に舗装工事が行われた林道やそのほかの林道についても、地元の業者や集落の方で維持管理していただくよう支援してください。

林道愛護組合といい、整備する距離から算出して助成金が出される仕組みがありますが、これについてももしっかり説明をし、利用していただけるように努めていただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、一言申し上げたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、質問者は私ですが、私を通して町民の皆さんに答えているということを肝に銘じて、できるだけ丁寧で分かりやすく、思いやりのある答弁をしていただきました。

いというふうに思います。

以上で終わります。

議長（酒元法子）

以上で、1番 吉田議員の一般質問を終わります。

それでは次に、3番 馬場議員。

3番（馬場等）

皆さん、おはようございます。

私は、今回で18回目の一般質問になります。毎回一般質問を見ていただいている町民の方から、質問の分野が偏っているのではと指摘を受けました。自分では意識はしていませんでした。実際に確認してみると、何度も取り上げている分野は防災、教育、行政、財源、逆に取り上げていない分野は税制、広域、観光、水産、病院、環境、選挙などと多く、確かに偏っていました。その指摘を真摯に受け止め、取り上げていない分野は来年の課題として次回から一つずつ取り上げていきたいと思えます。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。

1か月ほど前に、NPO法人のとキリシマツツジの郷の皆さんと議員との懇談会がありました。その会議の質疑応答のときに、私は、地球温暖化がのとキリシマツツジに何らかの影響を与えていますかとの質問をしました。その答えは次のようなものでした。ここ数年、開花時期が1年に1日ずつぐらゐ早くなっているというものでした。もしこのペースで行くと、20年後は約1か月近く開花日が早まることとなります。私たちが気づいていないだけで、身近なところで地球温暖化の影響が現れています。

地球温暖化は、巨大な台風を引き起こす原因となり、これまで私たちが経験したことのないような強風、大雨などを伴い、大きな災害を引き起こします。災害による被害を最小限に抑えるためには、事前の避難準備や避難行動が大事です。そして、避難行動を起こすための判断のよりどころとなるのは、自治体が流すタイムリーで正確な情報です。

そこで今回の一般質問は、まず初めに、能登町が行政や防災などのお知らせをする家庭用の音声告知器と防災行政無線、屋外スピーカーの運用について質問したいと思います。

音声告知器が置かれてから既に10年余りたっています。私の家では、ここ二、三年前から放送が途切れ途切れに聞こえ、最初はボリュームのつまみを調整することにより聞こえていましたが、最近ではそれもうまくいかず、聞こえない状態が多くなりました。大事な町からの連絡や緊急放送が聞こえないこと

は問題であると思いつつ、そのままにしていました。

ある日、知り合いからも同様な状態で困っていると聞きました。そこで町のほうに問い合わせたところ、以前から故障の対応などについては広報のとや能登町のケーブルテレビで何度も周知しているとのことでした。議員でありながら知らなかったことを反省するとともに、私のように音声告知器が聞きづらい状態で、そのままにしている人がいるかもしれないと思い、恥をしのんで一般質問に取り上げさせていただきました。

それではお聞きします。家庭の音声告知器が故障した場合の町の対応についてお聞かせください。また、音声告知器の新機種への変更は考えていますか、お答えください。

議長（酒元法子）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

馬場議員の家庭の宅内告知器が故障した場合の町の対応と機種の新機種の更新について、お答えいたします。

まず初めに、家庭に設置してあります宅内告知器は、能登町ケーブルネットワーク条例に定める加入者に対し、同条例第9条により町から貸与している機器であります。町では、貸与している機器が故障した場合には、交換することに対応しております。また、交換にかかる費用負担であります。加入者が自ら破損させたなど特別な事情がない限り無料で交換することとして対応しております。

続いて、新機種への更新についてであります。新機種への更新は必要に応じて行っております。現在使用している機種は、平成17年、能登町合併時から換算し4世代目の機種となっております。メーカーによる生産終了に伴い、使用している機種が購入できないときや、施設の光化等に伴い現機種では対応できない場合等に新機種を購入し、機種を更新して対応しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

ありがとうございます。無償で交換していただけるということで、私もなる

べく早く町のほうにお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

以前より指摘していることですが、家の外にいるときに天候や場所などによっては屋外スピーカーの音が聞き取りにくいことがあります。大事な災害に関する情報かもしれないので、すぐにもう一度聞きたいと思いますが、そのためにわざわざ家に帰って音声告知器で確認するわけにもいきません。

そんなとき、電話をかけてもう一度聞けるサービスがあれば助かります。つまり専用ダイヤルでいつでも聞けるテレホンサービスです。町として導入するつもりはありますか、お答えください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

防災行政無線のテレホンサービスにつきましては、議員がおっしゃるように、防災行政無線の放送内容が聞こえなかったり聞き取りにくかったりした場合に、所定の電話番号に電話することで放送内容を音声メッセージで確認できるというサービスでございます。

災害時において被害を最小限に食い止めるためには、災害情報の迅速な伝達体制と避難誘導というのが大変重要でございます。そのため、このテレホンサービスというのは、放送内容をもう一度聞きたいという対応策の一つではありますが、当町におきましては、屋外で聞き逃した場合は、役場にお問合せをいただければというふうに思っておりますし、自宅に帰られた場合は、宅内の告知器には聞き直しの機能というのがございますので、繰り返し放送内容を聞いていただくことができますので、ご理解をお願いいたします。

なお、緊急時におきましては、ご家族やご近所、地域全体で、お互いに声をかけ合うなど、事態への対応をしていただきますようお願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

ありがとうございます。24時間対応できるという点で、やはりテレホンサービスというのは近くの例えば珠洲市とか近隣でもやっているところがあります。そういった面で、災害に強い町となるためには、やはり災害情報は大変大事だと思います。また検討のほど、よろしく願いいたします。

災害の中でも、地震は予知できないし、津波、土砂災害などを伴えば被害も甚大になります。一般質問でも何度も取り上げましたが、能登町では避難所や指定避難所の数が減っております。公共施設等総合管理計画（改訂版）や個別施設計画などを見ると、さらに減少が予想されます。

ここで、もう一度確認しておきたいと思います。能登町の指定場所で耐震になっていない、つまり地震の避難所としては適さない施設はどこか。柳田地区、内浦地区、旧能都町、地区別に教えてください。

また、以前にもお願いしたことが一般質問であります。町の指定避難所及び指定避難場所が災害の種別ごとに分かる一覧表が町のホームページにあります。災害時にすぐに目につくように、パンフレットか、もしくはチラシとして、家のどこにでも貼っておけるような、そういう状態にさせていただくよう、能登町の全世帯にそういうパンフレットもしくはチラシとして配布してほしいと思いますが、いかがですか。お答えください。

議長（酒元法子）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

現在、町が指定している42の避難所のうち、昭和56年5月以前の旧基準建築物での未耐震の避難所がありますが全部で15施設ございます。

内訳ですが、柳田地区では、岩井戸公民館、上町公民館合鹿分館の2施設。内浦地区では、秋吉公民館、不動寺公民館、内浦体育館、県立能登産業技術専門校の4施設であります。能都地区では、高倉公民館、神野公民館、鶉川公民館、瑞穂公民館、しらさぎ保育所、ひばり保育所、姫交流センター、崎山山村開発センター、老人憩いの家たなぎ荘の9施設であります。

なお、これらの施設につきましては、地震災害の避難所には指定してありませんので、ご理解お願いいたします。

また、一覧表を紙ベースで全世帯に配布してほしいということですが、避難所の一覧表の紙ベースにつきましては、各世帯に配布することです。町では、災害に応じたハザードマップを作成しております。対象となる地域には全戸配布してあります。また、既に全世帯に配布してあります「能登町暮らしの便利帳」、ここにも指定避難所の一覧が詳しく掲載してありますので、ぜひご確認いただければと思います。

その他、町の有線テレビからも、9チャンネルのデータ放送で防災・防犯情報をご覧いただければ、お住まいの地域の避難所が確認できる状態となっております。ご利用いただければと思います。

なお、避難所の新たな指定や廃止等により指定避難所の内容を変更する場合もございますので、ご留意願いたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

災害情報において一番大事なことは、災害弱者の目線に合わせるのだと思います。町のホームページとか暮らしの手帳とか、そこにありますとか、ハザードマップとか、そういうのはワンクッションというか、ひと手間ふた手間もかかります。災害弱者にとっては、すぐに見れる状態の情報のほうが大事だと思うことは、もちろんのことだと思います。

そういった面で、いろんな政策に関しても、先ほども吉田議員もおっしゃいましたけれども、やはり目線をどこに合わせるかということが非常に大事だと思います。町民、それも一番弱い、今で言うならば災害弱者。その目線でもう少し行政のほうは考えていただければ、やはりパンフレットもしくはチラシを配布して、それが変わればまたその都度配布していただく。そんなに大きな金額じゃないと思います。そこら辺、もう一回考えていただければと思います。

10月20日に行われた能登町議会と町会区長会連合会との意見交換会がありました。その中で次のような意見がありました。

瑞穂、宮地地区では、災害などが起こった場合に住民が避難する公共施設がない。この地区はほとんどの家が危険な山を背負っている。なるべく近場で避難できる公共施設が欲しいとの意見というよりも要望であったと思います。

地域における避難所施設の重要さについて、私は何度も町に訴えましたが、納得できる回答はもらえませんでした。町の避難所に対する考え方は次のようなものです。町は、公共施設の建て替えにおいて、施設の安全性や立地場所など避難所についての考慮は行いますが、避難所ありき、防災ありきで公共施設の建て替えを行うものではないとの考えです。

地域の現状を見ると、人口減少により、その施設が提供するサービスが要らなくなる。そして施設が老朽化する。そうすると施設は解体されます。施設が避難所であった場合、地域の避難所がなくなることになります。宮地地区、瑞穂地区だけではなく、鶯川地区においてもそうです。こういう状況が能登町のあちこちで起こっていると思います。

私は、公共施設と避難所との関係については発想の転換が必要だと思います。従来のように公共施設があればそれを避難所として使うでは、減少するばかり

です。避難所施設を核とした地域づくりを考えればと思います。

まず、地域住民の安心・安全を第一に考え、避難所機能を目的とする公共施設をつくる。その施設は、平常時においては公民館やコミュニティセンターなど地域の要望に応じて使い勝手のよい施設として使う。災害時においては、避難所機能を目的とした施設なので、トイレなどの災害時用に対応できるものにしてあり、使い勝手がよい。時代とともに施設の提供するサービスが変わったとしても、機能が変わるだけで避難所施設は残る。そうすることにより各地域の安全・安心が担保できます。

町の考えをもう一度お聞かせください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

以前も馬場議員の一般質問で答弁をさせていただきましたが、公共施設の建設は、避難所ありき、防災ありきで検討するものではないという考えに変わりはございません。建設の際には、それぞれの行政サービスの目的に沿った機能や利用スペースを確保するとともに、利用者の安全性や利便性に配慮した施設となることを第一に考えております。

その上で、施設のあり方として避難所としての機能、活用について考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

前と同じような答えだと思います。自分が先ほど提案した避難所機能を持った施設を各地域につくる。避難所機能を持った施設を拠点とした各地域という発想の方法。もしよければ少し考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

繰り返しになりますが、能登半島では珠洲を震源地とする地震が多発していて、今年に入り珠洲市では66回を数えます。金沢气象台によると、当分この状態は続くと言われ、大変不安です。

能登町では、小学校、中学校は全て耐震施設となっておりますが、保育所では耐震となっていないところがあります。それはなぜですか。

また、統合保育所完成は令和6年度であります。それまでの期間、耐震とな

っていない、先ほど避難施設のところで指摘されましたが、ひばり保育所、しらさぎ保育所の施設の安全性について町はどのように考えているのか、お答えください。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

保育所が耐震になっていないところがあるのはなぜかというご質問でございますが、平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行されており、その中で、施設の種類や規模などにより耐震診断が義務づけられた建築物があります。

お尋ねの保育所については、耐震診断を行う義務は、面積要件のほか階数が2以上の、いわゆる二階建て以上の施設に課せられております。町の保育所は平家建てのため耐震診断の対象外であり、耐震化工事は行われておりません。

なお、現在ある保育所の中で旧耐震基準により建設されているしらさぎ、ひばり両保育所も、令和6年度開所に向け事業を進めております統合保育所の完成により現在の耐震基準の建物となりますが、それまでの間は従来どおり職員による定期的な点検、確認を行っていくこととしておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

今回の個別施設計画によると、ひばり、しらさぎ両保育所とも老朽化及び劣化が進んでいるとなっております。しかし、今ほどお答えのとおり、幼稚園、保育所については平家建てで耐震診断を行う義務がないから耐震化しなくても問題はないということですが、また、職員による定期的な点検をされるということですが、それだけ本当に安全を確保できるのか大変心配です。

ひばり保育所の子供たちは、来年度、仮設保育所ができ移転できるとしても、しらさぎ保育所の子供たちは、統合保育所ができるまで約2年間、今の保育所にいるわけなんです。そこで、しらさぎ保育所の子供たちが大変心配なもので、私、一つ考えました。耐震工事が終わっていることもみらいセンターに一時的にでも移すことができればできると思うんです。ぜひ町にもう一度、子供たちの安全・安心を本当に真剣に考えていただきたいと思っております。

もちろん民間の保育所も同様な状態ということでお聞きしたんですけれども、民間の場合は、さらに財源の手当が公立より深刻です。国や県、そして町の施設の耐震化に対する補助を早急につけていただけるようお願いいたします。

それでは最後の質問になります。これも前回も一般質問で挙げました。今回も挙げます。

今回、公共施設等総合管理計画（改訂版）と個別施設計画が同時に作成されました。一見すると違いが分かりにくいと思います。町民の皆さんに分かりやすいように、それぞれの目的と互いの関係性についてご説明ください。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

公共施設等総合管理計画は、高度経済成長期に建設された公共施設やインフラ施設の老朽化対策が課題である一方、厳しい財政状況や人口減少等による公共施設等の需要変化を踏まえ、全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することで、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とし策定したものであります。

また、公共施設個別施設計画については、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、実効性を高めるため、個別の施設ごとに対策の内容や実施時期について具体的に示す計画として位置づけており、関係性といたしましては、公共施設等総合管理計画が上位計画というふうになっております。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

今ほどの説明、一生懸命やっていたんですけれどもちょっと分かりにくいかなと思うので。ある本を読んでいて、なるほどと思った例えですが、これも正確に当たっているかどうか分かりませんが、この考え方もあるかなと思いますので、ちょっと紹介します。

総合管理計画は森、そして個別施設計画は木に例えると考えやすいそうです。どんな森をつくるかが総合管理計画で、そのためにどんな木を植えるのかが個別施設計画です。どんな森をつくるのか決めることが大事で、それにより植える木も違ってきます。また、植える木を買うにも育てるにもお金が必要です。

したがって、森の大きさも決まってきます。大事なことは、調和が取れ、災害にも強い森をつくることです。

町が将来の人口構成や財源等から将来の能登町の望ましい姿を総合管理計画で想定し、その実現のための個別施設計画を計画したものだと思います。ある意味、この計画は10年後、20年後の能登町の形を決める大変重要な計画であることを私たちは認識すべきだと思います。

私は、9月議会の一般質問で、個別施設計画、素案ですね。更新必要額19.1億円は対象施設全てを従来型の事後保全型で試算されたものだが、保有優先度の高い施設を予防保全型にするなど工夫をすることにより財政負担の低減化と平準化も図れるのではとの質問をしました。

それに対する町のお答えは次のようなものでした。保全に対する基本的な考え方や取組方策などにつきましては、本年度実施している能登町公共施設等総合管理計画の改訂作業の中で整理するというものでした。

今回、公共施設等総合管理計画の改訂版が完成し、読んでみると、予防保全の考えが強く示され、事後保全とする施設との区分がされています。この方針により財政負担の低減化と平準化が図れます。それにより更新必要額は幾らになりますか、お答えください。

議長（酒元法子）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

平成28年度に策定されました公共施設等総合管理計画におきまして、公共施設個別施設計画の内容を踏まえ、今回改訂を行いました。計画書では、個別の施設区分に応じまして、例えば公民館や図書館といった人が多く集い利用頻度も高い施設や、小中学校、保育所といった子供たちが長時間過ごす施設については、予防保全型の管理を行い、長寿命化を図ることで財政負担の軽減と平準化に取り組むこととしております。

この効果額が幾らか。また、個別施設計画で示した施設更新に係る必要額がどれくらい縮減されるかという点についてでございますが、更新必要額については、総務省の更新費用試算ソフトを用いて算定したものでありまして、予防保全型による長寿命化を反映した算定は行っておりません。この更新必要額はあくまでもシミュレーション上の数値でありまして、実際の大規模改修や更新については高い場合もあれば低い場合もございます。

また、予防保全型の管理方針についても、今後、点検、調査などを行いながら長寿命化を進めていくこととしておりまして、それに伴う投資必要額は個々

の施設の現状や点検結果によって増減するものと考えられますので、ご理解いただければと思います。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

前回の一般質問のときも、新潟県の見附市の事例を出して事後保全型と予防保全型でやった場合の更新必要額を出したことがあります。両者の違いが約4割、40%削減できる。それからまた、あのときは過疎債、そういう有利な地方債を使えば6割は削減できるというような、そういう数字も出している自治体もあります。

今回、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画は、今も言ったわけなんですけれども、更新必要額と投資可能額の差額分を公有施設保有量の適正化による削減として、能登町の場合は要するに更新必要額19.1億円に対して投資可能額が12億円しかないから、公有施設は36%削減しますよというふうな計画が根底に立てられています。

もし保全に対する方針が、今回立てられた19.1億円というのは全て事後保全という考え方にのっとった金額ですから、何回も言うように予防保全が入ればもう少し少なくなる。そうすると適正化による削減も変わってきます。

自主財源が少なく公債費が多い能登町においては、財源の節約は大変重要です。できましたら早急に、そんなしっかりした金額ではないですけれども、正確な金額ではなくてもある程度の金額は出せると思いますから、よろしく願いいたします。

最後に、1月に策定となるということで今回出ております個別施設計画策定までの進め方についてお聞きします。策定においては、議会、行政改革推進委員会の意見、そしてパブリックコメント——町民の意見——を踏まえて最終調整するとなっていました。今、個別施設計画が上がってきておりますが。その過程において、それぞれの対応についてと計画。今できました計画はその意見を十分に反映されたものになっているのかどうか、お答えください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

ご指摘の公共施設個別施設計画についての経緯をお話いたしますと、昨年

度から今年度にかけて素案というのを策定いたしまして、7月に議会への説明会を開催いたしました。また、10月に開催されました行政改革推進委員会においても計画の説明を行い、町ホームページ、庁舎、総合支所にて計画案を公開しまして、パブリックコメントを募集いたしました。そして議員各位、そして行政改革推進委員、パブリックコメントにおきまして多数のご意見、ご質問をいただきました。

そして、この12月会議においてお示した計画は、7月にお示した素案より表現等を調整いたしまして、いただいたご意見につきましては、その旨を8月に回答をいたしております。また、パブリックコメントのご意見につきましても、計画や現時点の町の方針について回答いたし、計画とともにホームページに掲載をしております。

7月の説明会でも申し上げたとおり、公共施設個別施設計画というのは、今後20年間の基本的な方向性を示すものでございまして、5年ごとに計画を見直すこととしております。

また、現在利用している施設がすぐになくすというものではございませんし、計画書の中で対策の実施時期として大まかな期間も示してございます。実際に廃止等をする際においては、事前に利用者の方や住民の皆さんと協議を行ってまいりますので、ご理解を願いたいというふうに思っております。

以上です。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

十分説明されたということなんですけれども、私のほうから見ると、コロナ禍だったということもあり、地区懇談会も行われず、町のホームページで募集されたパブリックコメントの町民の意見も1人のことだったと思います。

広報のとで7月から10月に特集を組んだりしましたが、今ほども聞きましたけれども、やはり町からの一方的な説明にすぎなかったと思います。

個別施設計画、これは地域の公共施設になります。町民の意見を聞くということが最も大事なことだと思います。それが自分としては圧倒的に足りないと思います。

公共施設は、地域においては生活の大事な場であり、命のよりどころにもなります。コロナ禍の状況を見ながら、地区懇談会を再度計画し実行することをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、3番 馬場議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。再開は11時40分といたしますので、よろしく願いいたします。（午前11時27分）

再 開

議長（酒元法子）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時40分再開）
それでは次に、4番 田端議員。

4番（田端雄市）

公明党の田端雄市です。

10月31日に投開票が行われました衆議院選挙におきまして、コロナ禍を乗り越え、さらなる経済の再生には何より政治の安定が必要との国民の賢明な判断をいただき、自公連立政権に信任をいただくことができました。関係各位に改めて御礼を申し上げます。

さて、この選挙期間を通し、公明党が訴えてきたのが、コロナ禍の克服とともに18歳以下の子供に対する応援給付10万円相当と、新たなマイナポイント事業であります。19日には政府の決定を見、いよいよその政策が始動しました。今日は、その中のマイナポイント事業の、その円滑な取組を促すとともに、マイナンバーカード発行の交付率を上げるべく質問をいたします。

政府は、9月にデジタル庁を発足、デジタル社会へ向けて本格的に前へ進めました。国際的にも大きく遅れ、コロナ禍の状況の中、改めてデジタル化の必要性、急迫性が認識されてきたようであります。

例えば、去年の特別定額給付金についても、マイナンバーカードとのひもづけができていれば、国民を待たせることもなく1週間程度で給付が可能と言われ、また近年の自然災害の被災者への経済的支援も、最も必要なときに最も必要な人に直ちに行えることとなります。こうした緊急の場合のみでなく、日常的に生活の利便性を飛躍的に向上させると言われるのが、目指すところのデジタル社会であろうと考えます。

その目指すところの第一歩がマイナンバーカードの作成、取得であります。政府は、2022年度末までをめどに交付を進めておりますが、11月16日現在で5,000万枚を超え全国39.5%となっており、さらなる普及促進が必要な状況であります。

そこで公明党は、その普及促進とコロナ禍で落ち込んだ消費の回復を同時に進める政策として、新たなマイナポイント事業を公約として掲げたわけであります。

マイナポイント事業については、昨年7月から本年4月まで実施したところではありますが、それぞれ自治体の取組により交付率に差が出た状況でありました。特に商品券の発行などインセンティブ効果を見込んで取り組んだ全国10位以内に、県内自治体の加賀市の70%をトップに珠洲市の61.3%が入っているのは、特筆すべき成果でありました。

今回、新たな事業として、マイナンバーカードの作成時に5,000ポイント、健康保険証のひもづけにより7,500ポイント、さらに公的個人口座と結ぶことによりまして7,500ポイントとして、段階的にポイントが付与されることとなったようであります。

今回の事業についても、自治体独自の商品券など上乘せは可能と聞いておりますが、いずれにしても、こうしたポイント付与はカード作成のインセンティブ、誘い水として考えられており、国民や町民にメリットを感じさせないとしたら意味がありません。さきに紹介した自治体は、そのメリットを感じさせたからこそその高い交付率となったものであります。

前回のポイント付与の際に、私も窓口に来て問い合わせたところ、町内で利用できる商店がなく、内浦地区のひまわりカードでようやくポイントをもらうことができました。先月26日に執行部にこの事業について問い合わせたところ、現在まで国からの通知が来ていないとして、心もとない返答でありました。

ご案内のとおり、事業のスタートについては、決まったのはようやく先日でありまして、来月から、1月からスタートするということになったそうですが、国の通知が来ていないとしても、前回に相對すれば何らかの環境整備に向けて、今できる対応はあるのではないかと考えておりました。

コロナ禍で家計の貯蓄が36兆円になったと言われております。本事業は、ポイントを使って町内に活発な消費喚起の起爆剤となる。その受皿をどのようにするのが課題であります。困難かもしれないが、課題は目の前にある。今この課題を共有することが肝要なのではないでしょうか。

町が商工会や商店、商業振興会など関係するところと、このポイントによる消費行動をどこまで町内に落とすことができるのか。どうであれば自分の店を利用してもらえるのか。また、どうすれば目の前の事業者一人一人にとってよ

い事業として提供できるのかなど課題を共有し、本事業のインセンティブ効果を十分に発揮し、マイナポイント事業を成功させることが、我が町のデジタル社会への幕を開くことになると考えております。ぜひこの課題を共有する議論の場を設け、事業成功への糸口を見いだしてほしいと考えるものであります。

マイナポイント事業については、いま一つ気になることがあります。それは、スマホを持っている人が主流で進められがちな中で、スマホを持たない人への対応をどうするかということでもあります。私の考えでは、利用したい店や商業施設のポイントカードを作っていただいて、ポイントをもらうことであると思いますが、これについても窓口での丁寧な説明もお願いしたいと考えております。

マイナポイント事業に対する町長の見解とともに、商工会など関係機関と課題を共有し、事業の成功へ向けて万全の体制を図っていただきたいと考えております。町長の答弁を求めます。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、田端議員の質問に答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、マイナポイント第2弾、1人当たり最大で2万円のマイナポイントの付与については、現在国会で審議中であります。予算案のとおり成立いたせば来月から段階的に始まる予定でございます。そのポイントは買物などで利用ができるために非常に大きな経済効果があると考えております。

そのためには、このポイントの利用を町内のお店で利用してもらうという必要がございます。ただし、マイナポイントの利用は、総務省において掲載されておりますキャッシュレス決済事業者のみとなっております。都市部と比較いたしましてキャッシュレス決済の導入店舗の少ない当町におきましては、経済波及効果が現れにくいのではないかとこのように考えておるところであります。

しかしながら、先ほど議員さんおっしゃられたとおり、決済事業者の中に、内浦商店連盟協同組合に加入している35店舗が利用できるひまわりカードが含まれております。この電子マネーを選択された方は、ひまわりカード加盟店での利用が見込めますので、町民の皆様におかれましては、可能な限りひまわりポイントを選択していただきたいというふうに思っております。

今後の国の消費喚起というのは、マイナポイント第2弾のようにキャッシュ

レス決済事業者に対するポイント付与による支援というのが増えていくということが予想されます。したがって、当町の事業者がキャッシュレス決済に対応した店舗がまだまだ少ないというところが大きな課題でございます。

そこで、現在利用されている内浦商店連盟協同組合のひまわりカードを全町の波及させる環境整備についての検討というのを今後、商工会や商業振興会などに働きかけをしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

また、現在、マイナンバーカードを申請されている方で、ポイントの受取りに不安のある方に対しましては、利用方法や連携方法についてのサポートを行っております。今後も不安を感じておられる町民の皆様に対して丁寧な説明をし、付与される予定のマイナポイントを棄権することなく有効に活用していただき、当町の地域経済の活性化につながるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

今回のマイナポイント事業につきましては、今ほどの町長の見解があったとおり、私も思っているのは、この町の消費喚起をどこまで高めることができるのかということを一歩気にして考えておりました。

今回につきましては、マイナポイント事業そのものは、最後にちょっと気になっていることは、スマホを持っていない人に対してどんなような説明をして、どうマイナンバーカードを作ってマイナポイントをもらったということの満足感、メリット感というものを与えられるかどうかということが勝負でないかなというふうに思いますので、そこら辺はしっかり窓口も意思統一をして、一人も漏れなくポイントを付与される、そういう環境にしていきたい、こういうふうに思っております。

もう一つは、ちょうどふるさと振興課のほうでPay Payの事業を来年1月から始めるということなので、このPay Payが要するにマイナポイントと連動しておりますので、Pay Payを使える人はマイナポイントにも持っていけるという話になるわけですね。

そういう意味では、まずスマホを持っている人がPay Payとうまく連動できるように、そこら辺の啓発と周知もしっかりとお願いして、町でできるだけ使っていただくということをまず優先的に考えていただきたいと思っております。

またもう一つ、先ほどお話ししたのは、町の事業者、それから商工業者との関係もありますので、そこら辺とよく課題を共有して進めていただきたい。そ

の1点が先ほど答弁であったとおりひまわりカードの普及という考え方だと思うんですけども、ひまわりカード、すぐにマイナポイント事業の中で対応できるかどうか、時間的な問題はちょっと心配なところがありますので、そう言いながらもこれからキャッシュレス社会に向けていくわけですから、しっかり事業者の方にもご理解いただいて、カードを普及させるんだったらそういう形で進めるような協議もしていただきたい。

このように思っておりますので、どうか知恵を出しながら、できるだけ2万円ポイントがもし1万人が使ったら2億円ですか、そういう金がどこまでこの町に落とせるのかということを私は一番気にしているので、できるだけ知恵を絞って対応できるようにして考えていただきたい、このように思っております。

では、次の質問でございますけれども、また、ポイント、ポイントと上滑りすることなく、あくまでマイナンバーカード作成が主眼であることですから、カード利用に対する行政の執行状況も的確に周知しながら、カード取得の利便性と優位性の認知も進めていただきたいと考えております。

これについて、昨年12月議会でも、マイナポータルびったりサービスの活用ができるはずだと。子育てワンストップサービスや介護ワンストップサービスなどの周知の推進をお願いいたしました。答弁は、当時、児童手当関係、妊娠の届出など7項目のオンライン申請ができるという答弁でございました。そうした地道な町民への周知の可否が現在のカードの交付率にも表れているのではないのでしょうか。

さらに、例えばカードのひもづけに健康保険証ができますよという宣伝というかそういうのもありますけれども、医療機関などで対応するカードリーダー、設備がないとこれは使えない。やっぱり保険証も持っていかなくてはいけないという形になりますので、こうなりますと意味がない。今この状況にあることは間違いありません。まだ設備が整っていないという状況でございます。

しかしながら、宇出津病院では3か所にそのリーダーを置いてあるということなので、宇出津病院は対応もできるという形になっております。

そういう中で、政府は、医療機関や薬局でのカードリーダーの設置については、政府は令和5年3月までに整備する、こういう計画を持っております。そういうことを考えますと、そんなに遠い先のことではないということも理解していただきながら、この周知に努めていただきたいと思えます。

また、カード利用による町民の利便性については、今議会の議案に印鑑証明書のコンビニでの発行を視野に条例改正も提出されており、明年の3月から住民票や戸籍関係証明書なども時間外や休日でも取得が可能となる。こうした政府や町の計画を的確に周知をし、デジタル社会の到来を知ってもらうとともに、町民一人一人がマイナンバーカードを取得することの利点をどれだけ生み出せ

るかを知ってもらうことが大切であると思います。カード利用による豊かな利便性に富む地域の担い手にもなっていただく。このような姿勢で臨むことが必要ではないでしょうか。

ともかく、カード発行の実績の高い自治体として紹介されている兵庫県三田市のように、発行に対する取組が全庁、全職員が高い意識を持ち、様々な取組をしていることが功を奏しているようであります。事例を見てみますと、我が町においてもまだまだやれることがあるのではないかと考えております。マイナポイントの事業の打ち出しと併せ、今後のカード普及はもう待ったなしだ。このような決意で取り組んでいただきたいと考えております。

マイナンバーカード交付の取組には、カード取得の利便性の周知のさらなる徹底と交付手続の取組の工夫に一層の知恵を絞って当たっていただきたい。今後のカード発行の明確な目標と、既に決めた具体的な取組がありましたらお聞きしたいと思います。

お願いします。

議長（酒元法子）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

それでは、田端議員のご質問に私のほうからお答えさせていただきます。

マイナンバーカードについては、その利便性が普及拡大の重要な要因と考えられます。現時点では、日常生活に必ず必要とするものではなく、普及拡大の妨げの一因となっているものと思っておりますが、国が進めるデジタル社会の到来に備え普及を図っていかなければならないと認識しているところであります。

現在、国の政策である国税の申告、健康保険証や身分証明書としての利用に加え、町では児童手当等の電子申請を行えるようになっております。また、令和4年3月1日からは、住民票や戸籍、印鑑登録証明書などがコンビニエンスストアなどでも取得できるようになり、その利便性を徐々に拡大しているところであります。

総務省では、令和4年度末までに、ほぼ全ての国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しております。町の取組といたしましては、従来から行っている住民課、各総合支所や支所窓口における申請サポートに加え、今年度4月より毎月第2土曜日にマイナンバーカード休日臨時窓口を住民課に設けたほか、5月からはマイナンバーカードの取得希望者がいる企業、町内会等の団体を対象として、職員がその団体へ出向き写真撮影を行う出張申請サポートを実

施しております。12月6日現在、19団体240名の申請を受け付けております。

これらにつきましては、毎月の広報やホームページにおいて、その利便性とともに周知をしているところでありますが、今後いろいろな利便性が増えてくことや、新たな取組を行う場合は、その都度その情報を加えながら周知を図っていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

カードの発行目標枚数はどうなっていますか。

議長（酒元法子）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

町の発行目標数につきましては、国に準じた格好で行おうと思っております。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

明確な目標は定めてないということでもいいんですか。

今ほど取組の紹介もしていただきました。私は、この取組というのは、どれだけの職員の方が共有してこの問題に取り組もうという考え方を持っているかどうかということにかかってくると思うんです。そういう意味では、目標を明確にして共有していくということが一番のスタートだと私は思います。だから目標がなくて、できたところまでやるという話は、これは組織としてはあり得んと私は思っています。常々そういう形の考え方をしていますので、それは共有がなかなかできんやろうなというふうに私は思います。

この取組の目標はそういうことで、また考えてもらえばいいと思うんですけれども、私はそういう形で、職員がみんな共有していくというんだったら、目標を掲げて、そして取り組むべきだというふうに思います。

先ほどちょっと紹介もありました。取組のこともありました。総務省の調査では、カードの発行枚数が多いところは、どうしても取組の数が多い。はつき

り言って。間違いなく取組の数が多い。いろんな形で取り組んでいる。

石川県内の加賀市がトップということできき言いましたけれども、あそこもショッピングセンターから病院からあらゆるところで窓口を設けながら、そして取り組んでいるというのもあるし、また、宮城県でも60%を超えているところは、マイナンバーカードの発行を受け付けますよという軽自動車までも準備して、職員を2人つけて、自宅まで出向いてでも作りますということもやっている。その取組のやり方、そういうことが一枚でも多く作ろうという考え方があれば、そういう動きになってくると思う。その意識の前提が、みんながこれだけやらなくてはいけない。今月が終わったら、町としてこれだけできたぞというぐらいのことをみんなが共有してやるぐらいな進め方でないと、カードは私ほうまく発行枚数が行かないと思います。

国は9,500万枚を目標にして予算を組んでやると言っていますから、大きな国でさえもそういうふうに決めてやるんだから、この小さい町ぐらい、しっかり明確な目標を決めてやってほうがいいんじゃないですかね。

いろんな努力もされているのも今ほど話ありましたけれども、やっているところは土日関係なくやっている。全職員が交代してでもやっているということもあります。

また、この交付率が本当に高くなったときには、既にそういう自治体は次のステージはどうしようかというところまで考えて、次のことを打とうとしている。例えば、地元の銀行と結びつけようとか。病院は先ほど健康保険証で言いましたけれども。それから、交通事業者などとも連携しようとかいう形で、キャッシュレスをもっともっと広めていこうと。そういう動きもあるんやね。どうしていったらそういう形のを進めていかれるのかということを考えていくためには、もっと意識を高く持って進めてもらいたいというふうに思います。

また、先ほど言ったマイナポイントの事業が始まりますので、これから駆け込みで作ってくれという人もおると思いますので、そういう人に対しては、今のマイナポイント事業の周知もしてほしいし、また円滑にカードが発行できるように、これもしっかり対応していただきたいと思います。

加賀市の事例を見ますと、マイナンバーカードを発行したら、その本人のところまで郵送している。こういう事業までやっている。どこまで寄り添って発行に対して熱意を持って取り組むかということにかかってくるんじゃないかなど。しっかりそういう取組をみんな考えて進めてもらいたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

子宮頸がんワクチン接種の積極的呼びかけが再開されました。

去る11月12日に、厚生労働省は、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を来

年4月から再開すると発表しました。子宮頸がんは、日本で毎年約1万1,000人がかかり、約2,800人が亡くなっています。また、治療によって子宮を失ってしまう女性は毎年約1,200人に上ると言われております。

原因の95%以上はHPVと言われるウイルスによるもので、女性の半数以上が一度は感染すると言われております。予防にはワクチンの接種と検診が効果的で、現在100か国以上で予防接種が行われ、英国、オーストラリア、カナダなどでは接種率が80%以上を超えております。

日本では、公明党の取組で、小学6年から高校1年相当で接種を希望する女子を対象に3年間の予算事業を経て13年から実現をいたしました。しかしながら、同ワクチンの接種後の副反応が報告されたことから、厚生労働省の勧告に基づき、2013年6月以降は積極的な勧奨を控えることとなりました。その結果、70%以上であった接種率が1%未満にまで下がってしまいました。世界保健機関（WHO）は、この日本の現状に、真に有害な結果となり得ると警告を発しておりました。

こうした状況の中、厚生労働省は昨年10月、全額公費負担となる世代、小学6年から高校1年の対象者に接種の判断材料となる情報を提供するよう各自治体に通知をし、再開の時期を探っていたようであります。この間、ワクチン分科会の専門家からも安全性と効果についての異論がなく、接種勧奨へ妨げる要素はないと判断しました。

今回、再開に当たり、約8年間において接種の勧奨もなく期間を経過した人が約260万人になるようであります。その方々にも公費負担の無料での検討がされているのはありがたいことでもあります。初回接種から半年の間に計3回の接種を受ける必要があり、公費補助がない場合、3回接種で約5万円の費用がかかるからであります。

ちなみに本町の接種率は、新型コロナ感染状況の環境もあり、令和2年に5.9%、本年10月までに3.8%という状況であります。残りの90%以上の方がワクチン接種をしていないという状況であります。まさに積極的に勧奨を進めていただきたいと思っております。

また、町では、21歳からは5歳刻みで無料の子宮がん検診もあります。ご自身の大事な人生を自分が守る。対象者の方々には、この意味から積極的に活用をお願いしたいと思っております。

一方では、子宮頸がんワクチン接種に対する訴訟も起きております。しかし、副反応の症状は接種しない人にも発症する症状であり、因果関係に疑問があるようであります。また、ワクチン接種をしない場合の被害は比較にならないほど大きいのであります。最近では、新型コロナのワクチン接種に見られるように、フェイクニュースに大きく議論がリードされているところもあります。厚労省

の報道を基軸に、専門家の考えを的確に伝えるとともに、力強い発信力を持って積極的に勧奨をしていただきたい。

重ねて、ワクチン接種については、先ほどの副反応も含め、正しく理解してもらうことが重要であります。これから接種を希望する人や保護者に対して、接種の効果や副反応、健康被害が起きたときの救済制度など様々な情報などのリーフレットの配布も含め、安全の確保と安心して接種を受けられる体制を整備していただきたいと思います。

体制の整った自治体では早期に接種を実施してよいとの通達もあるようであります。体制整備を急いでいただきたい。子宮頸がんによる被害者を町からは一人も出さないとの強い決意で取り組んでほしいと考えております。

今回の厚労省のワクチンの積極的勧奨に対する町長の見解と、本町の対応をお聞きしたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

子宮頸がんワクチンにつきましては、議員がご質問の中に触れられたとおり、国の関係機関において、最新の知見を踏まえて、改めてワクチンの安全性に特段の懸念が認められないということが確認されました。そして、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことによりまして、今回のワクチン接種の積極的勧奨の再開に至ったものでありまして、検診による異常の早期発見に加え、ワクチン接種の積極的勧奨の再開によって、子宮頸がんの発症の抑制に大いに期待をしているところであります。

また、本町の対応でございますけれども、積極的勧奨差し控えの状況の中、令和元年度から接種の判断材料となる情報提供の窓口対応を始めております。そして令和2年6月からは、対象者全員に情報提供の個別案内をしております。徐々にではございますけれども接種されている方もおられます。

今回、厚労省の通知に従いまして、令和4年度から対象者に積極的勧奨の個別案内ができるよう準備を進めているところであります。勧奨の差し控え前は対象者の最終学年で高いときで、おっしゃったとおり8割程度の方が接種しておいでしたけれども、やはり8年間の差し控え期間があったために接種に慎重になっている方も多くおられます。時間を要するかとは思いますが、その回復に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、子宮頸がん対策には、ワクチン接種のほか、子宮頸がんの検診というのも非常に重要でございます。対象者全員への個別案内、そして無料クーポン

ン対象者のうち未受診者の再勧奨も行い、受診勧奨を強化しているところをご
ざいまして、今後も国の動向を注視しながら、子宮頸がん対策に重要であるワ
クチン接種、検診受診、双方の推移状況を見ながら対応に工夫を図っていき
たいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

ありがとうございます。しっかりと、そういう被害者を出さない、そういう
形で取り組んでいただきたいと思います。

先ほどもお話ししたとおり、特に若年者に対しては、保護者の考え方に非常
に左右とされるというところがありますので、正確な情報をしっかりまず保護
者に理解していただく。これがまず一つ大事ではないかなというふうに思いま
す。

もう1点は、専門家とか医者の方は、性教育とセットでワクチン接種の意義
を周知することが重要であると。このような提案もされております。小中学校
で命の授業など性教育を男子も含めて実施すべきというふうにして考える考
え方もあります。ほかの自治体では、PTA主催の教育講演会などで専門家の方
を招いてそういう講演もしている。こういう実例もございますので、いろん
な形を取り入れながら、しっかりと積極的勧奨を成功できるように進めていた
だきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

議長（酒元法子）

以上で、4番 田端議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。再開は13時10分といたしますので、よ
ろしくをお願いいたします。（午後0時17分）

再 開

議長（酒元法子）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時10分再開)

それでは次に、12番 志幸議員。

12番 (志幸松栄)

皆さん、ご苦労さまでございます。

本日ここに、12番、志幸、一般質問の時間を与えられましたので、これより本日は2点を質問したいと思います。

今回は、この2か月、9月議会とこの間の中に、私は一番感銘を受けた大森町長が前置きの中でいろいろと前向きなことばかり私たち町民の方におっしゃった。ああ、若い町長でよかったなということで感銘を受けております。その2点をひとつ前置きにちょっとしゃべらせていただきます。

本日、今回、町長は日本国においても、前置きで言うておられましたけれども、災害もなく、ただ、奥能登の世界農業遺産に認定されてから10年を迎え、世界農業遺産2021が七尾市において開催されましたと。当町では、会議に参加のセネガル、ペルー、ブルキナファソの3か国の駐日大使が多田さん頑張っておられます。私たちの先輩議員であります議員を辞められて一生懸命この石川県の多田さんという格好で春蘭の里をやっておられるところに宿泊されたということでもあります。その奥能登、能登の地域振興の取組について、多田さんが一生懸命頑張っておられて、この世界遺産の中で、里山里海の中で、皆さん頑張っておられるということで町長が言われました。

これによって、もう1点、ご承知のとおり、私みたいなマニュアルが言う言葉じゃないんですけれども、よくテレビ、マスコミ等で騒がれておりますSDGsによって、能登町としてもSDGsの普及啓発や中小企業の支援等を行っていきたくて考えておりますということで、前置きを言われました。

恐らく高齢化率の高い能登町は、なかなか私も分からないんですけれども、一生懸命これを言うのに勉強させていただきました。なるほどなど。やっぱりいいなということで、世界に向けているか、日本に向けているかということで、能登町も光が出てきたかなと思っております。

そういうことで、SDGsとは、国連が定めた2030における持続可能な開発目標値でございます。やはり新町長は世界、日本国へ能登町を導く姿勢でいるということを私は理解しております。そのために、今後の能登町の行く道を希望を持って語られていたということを感じました。

私たち議員も、いろいろと一般質問を聞いております。いろんな質問もあります。一緒になって、皆さん、財政の豊かな能登町じゃないです。その折に、執行部の方々と我々議員が一緒になって手を合わせていく。豊かなまちづくりをやってくれるんじゃないかなと思って期待をしております。

それでは、前置きが長くなりました。生意気なことを言いましたけれども、今回は2点、1点目の説明に参ります。

新年度予算編成についてでございます。

昨年の今頃は新町長も一課の課長でございました。そのときに一つの予算を立てるのに四苦八苦したと思います。今回は立場が変わって、全課の能登町の人口の1万7,000の方々を引っ張っていかなければならない予算を編成しなければならん。今現在、ヒアリング中だと思います。いろいろと公約もあると思いますけれども、新年度予算編成について、どのような基本方針を確立し、大森町政の公約実現と主要政策を計画されているか、その計画をお聞きしたい。

頭の中に描いていることでいいですが、今まではベテランの町長でしたけれども、また私も希望を持って3月の議会は出たいと思います。そのために、前置きにちょこっとお知らせ願えれば、町民の方も希望を抱くんじゃないかなと、新年度に向けて。一応質問1点目します。お答えよろしくお願ひします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、志幸議員の質問に答弁をさせていただきます。

来年度予算の内容に関するご質問でございますが、現在、予算編成作業の途中でございます。その内容や新規事業等については検討中のものが多くございまして、具体的なことにつきましては現状お答えできないものもあつてご承知を願いたいというふうに思ひます。

まず、新年度の予算の基本方針についてでございますけれども、4年度の予算方針として10月に各課長へ通知をいたしてあります。その内容につきましては、経済財政運営と改革の基本方針2021など国の動向を踏まえまして、本町の財政状況や予算編成における基本姿勢などを示したものでございます。

来年度の財政的な特殊な要因といたしましては、新焼却施設の建設、そして個別施設計画の推進に伴います遊休施設解体費用の大幅な増加が見込まれておるところでございます。

これらを踏まえまして、各課ごとにシーリングといたしまして、いわゆる予算要求上限額というのを設定いたしました。しかしながら、個別施設計画の対象経費やデジタル化、子ども・子育て支援、そして今後の人口減少などを見据えた民間への委託に関するそういう経費につきましては、シーリング、予算要求の上限額の対象外とするなど、職員の工夫を促しておるところであります。

次に、公約の実現に向けた施策ということでございまして、重点的に

取り組みたい施策として、1次産業の支援、そして子育て環境の充実、福祉サービスの確保というのを掲げております。

1次産業の支援につきましては、引き続き県営ほ場整備事業というのを推進いたしまして農地の集積化を図る。また、フグやサーモンなどの養殖技術を確立しておる金沢大学と連携した養殖業への取組に支援をしたいというふうに考えております。

子育て環境の充実につきましては、令和6年度の開所に向けて、現在、宇出津地区統合保育所の整備の推進を図っております。また、こどもみらいセンターの子育て支援ルームというのを少しきれいにしたいなというふうに思っております。また、妊娠、出産に係る妊産婦さんへのさらなる支援の充実を図りたい。

そして福祉サービスの確保につきましては、サービスの確保に欠かすことができない介護従事者不足の解消に向けまして、これまでの介護人材の確保事業の内容を拡充しまして介護サービスの安定的な供給につなげていきたいというふうに現在のところ考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

12番 志幸議員。

12番（志幸松栄）

公約どおり大森町長はやっておられます。けれども、答えは要りませんけれども、私の思いもひとつお聞き願いたいなと思います。

公約、有言実行だと今の答えで私は分かりました。それと1次産業、金沢大学との提携でやっている。今までにないことです。養殖産業、蓄養等をやる。私たち漁業者も燃油の中で苦しんでおります。燃油と同時に、また油が高くなれば資材も高くなる。全て高くなる。そうすると運営がなかなか追いつかないというような現状で、一生懸命に漁業者は頑張っております。それをまた裏目に、私たちも一生懸命に頑張っていかなきゃならんなど。私たち漁業者も。

それから、一番最後に言われた介護の、これだけの高齢化率の多い市町村で、私たちもう目の先に来ている。介護の職員の方にお世話になる。私も70歳をとうに超えまして73歳になりました。あと二、三年すれば介護施設へ行かなきゃならんがでないかなど。そういう方々も。また、元気な方は一生懸命におられますけれども、私みたいなひ弱なやつは介護施設のほうに早くに行かなきゃ駄目なんでないかなど。そういう介護の問題も切に力を入れていただきたい。将来のためにもそういうことで。

それから、私、コロナになってから結構ニュース番組を見るようになって、

2 題目の質問は、そのニュース番組を見ておっの質問でございます。人の町内、有権者の方々のほうへ回れなくなりました。

そういうことで、教育予算です。町長、一つ足りないのは、教育予算をもう少し重要視しながら。

なぜ私はそう言うかという、前の教育長でないけれども、宇出津高校の受験率も高くなりました。あれはやっぱり教育、それから私たち自宅のすぐそばにおるので生徒の挨拶の変わりよう。意気込みが全然変わっております。それはやっぱりリーダーによって変わってくるんだなと思っております。校長並びに周りの人たち。皆さんよく言われるとおり、文武両道ということで、能登高校も学術も優秀になり、中学生も優秀になり、五千数百万のあの予算はすごく生きているんじゃないかなと。さらにまた、教育長も新しい教育長ですから、また教育費用をつけるというようなことも考えていって、1 点目は終わりたいと思います。

それでは、議長、2 点目へ移りたいと思いますので、2 点目の趣旨説明を行います。

小学校の制服についてでございます。

中学校には制服があるが、小学校にはなぜないのかな。ある小学校もあるらしいんですけども。また、制服採用について教育委員会で議論されていることがあるのか。それとも先ほど前置きで言ったとおり、教育長も現場へ十分実績を重ねてこられた人です。これから能登町のために一生懸命教育分野で働こうとして、この前、私たちも同意させていただいた教育長です。こういう問題も皆様の言葉を感じて、やるときはやる、やらないときはやらないということで、前へ進めればいいんじゃないかなと思って、はっきりとそういうまちづくりをしていただきたいなと思って、教育長のお答えをお聞きしたいと思います。ちょっと私に教えてください。

議長（酒元法子）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

志幸議員の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、能登町の中学校 4 校では制服を採用しております。また、小学校 5 校のうち 2 校が制服を採用しております。

制服については、洋服に悩まなくていい、経済的等のメリットがあります。また私服についても、個性が発揮できる、体調に合わせた調整が容易などのメリットがあります。

平成30年3月19日、文部科学省は「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて」という通知を発出しております。その中で、最終的には校長が判断すべき事項となっておりますが、選定や見直しについては保護者など学校関係者の意見を聴取し、決定していくことが望ましいということになっております。

以上のことから、制服は各学校で採用を決めていくことができますが、教育委員会で新規の制服採用について議論したということはありません。

しかしながら、今後、各学校で制服の見直しや選定等を進めていく場合は、必要に応じて意見交換や指導を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（酒元法子）

12番 志幸議員。

12番（志幸松栄）

どうも教育長、やはり私の思っておったとおり、教育委員会の中で今後話をしてみたいと思いますということでありますので、あなたが決められるんです。校長先生が決められるんですね。今おっしゃったとおり。

だけど、私は常々思うんですけれども、奥能登の能登の過疎の人たちは皆さん何でも食べるものが豊富ですので、ましてや今までは恐らく豊かだったと思うんですよ。だけど前へ進めようという、私なぜ先ほど町長のSDGsの問題、それからシーリングと言われた予算の計上、予算のつくり方、考え方。あれもいろいろと議員の方からお聞きしましたけれども、これからやはり私たちもさることながら、立派な議員の方々が議員の仕事をして、いろいろと意見は言うだろうと思うんですよ。これが駄目だ、あれが駄目だと。だけど、やはり現状はどうかというと、若い人たちが全然残らない。この現状をもう少し踏まえながら。常々私は二十数年たちますけれども、議員をして、せめて家族の長男だけでも地元に残るような格好のまちづくりをしてほしいなと思うんですよ。

皆さんそういうので、それともIターン、Uターンというよりも、これから東京に生活しようが能登町に生活しようが同じレベルの中で行くような時代が来ると思うんですよ。このコンピューターの時代に。

そういうことで、教育長、どしどしと頑張ってください。前へ進めてください。

以上で、議長、今日、一般質問をこれにて終わりたいと思います。

以上でございます。どうもどうも、ご清聴ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、12番 志幸議員の一般質問を終わります。

それでは次に、7番 市濱議員。

7番（市濱等）

それでは、質問をさせていただきたいと思います。

おなかの皮が張ってきまして、まなこが緩んでくるこの時間帯、皆さんの興味が湧く議論ができればと思います。

いよいよ第101代総理大臣、国民とともに歩む、国民の声を聞く岸田文雄総理大臣の初めての本格的な国会がスタートいたしました。

我が町の大森町長におかれましても、町民に寄り添う町政を展開したいと望まれて、はや八、九か月。先ほどの議員さんもお話しされましたが、いよいよ新しい自前の予算編成期に入ります。どんな予算になるか大変楽しみでもあり、少し心配でもあります。町民は大いに期待をしております。

そこで私は、少し気になったことをお聞きしたい、このように思います。

まず最初の質問ですが、公共インフラ維持管理における協定についてということで質問をしたいと思います。

いきなりマスコミに写真入りで発表されました公共インフラ維持管理における協定について質問をいたします。

私は、恐らく平成29年の民法（債権法）の改正による契約条項が変更されたときの産物で、高度な契約手法ではないかと考えておりますが、今後の能登町の財政の厳しさを想定したPFI、民間資本を取り入れた公共施設の整備方法、包括的連携協定ではないかと想像しますが、まず協定の相手、日本アセットマネジメント協会の組織の実態はどのようなものなのか。2017年に設立された比較的新しい組織のように発表されているが、代表者はどのような方で、どの辺りに重要拠点があり、公共インフラには精通しておりますが、どの分野が強みなのかなどを詳しくお聞きしたいと思います。

また、町として、どのような経緯で、どんな評価基準があって、どういう点を評価し、この協会に決定したのか。協定を結んだのか。内容を住民に詳しく示していただきたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

市濱議員の質問に答弁をさせていただきます。

まずはアセットマネジメントというのは、資産、運用という意味でございます。建設業界では、橋梁やトンネルなどの社会のインフラに対して将来の健全度を予測し、必要な補修、補強などの最適な時期と方法を判定して、維持管理の費用が最小となるような運用をしていくという考え方を言います。

一般社団法人日本アセットマネジメント協会は、国内外におけるアセットマネジメントの普及定着と人材育成、そして地方公共団体等への支援を目的として、おっしゃられたとおり平成29年（2017年）に設立されまして、現在は約450の組織と個人を会員として幅広い活動を実施しております。県内では5つの組織が会員となっております。

町は、昨年から協会が開催する各種セミナーというのに参加をさせていただいて、その取組に共感いたしまして、今年1月に準会員に入会しました。そして、4月には協会が開設した相談窓口に町の管理する橋梁、トンネル等の維持についての現状をご相談したところ、7月に協会の専門家を受け入れての現地視察や、また職員との意見交換を実施することができました。

こうした取組を通して、協会が進める社会インフラの維持管理の重要性と人材育成に共感しまして、今後もアセットマネジメントに対しての町と協会との関係性を継続し、そして深めていくために、先月、11月30日に協会と協定を締結するというに至っております。この協定では、通常時や災害発生時において、町から依頼をすれば協会がインフラの調査を行い、その結果を基に老朽化対策等について助言を受けることができるということで、町は適正な維持管理等の対策につなげていけるというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

協定を結んだ内容、協定を結んだ評価とかそういうところをちょっとお聞きしたいなと思ったんですが、答えが見当たらなかったんですが、またこの後について少しお聞かせ願えればというふうに思います。

次に、先ほどもお話しされましたが、町長が。若手技術職員を対象に技術指導、勉強会を開催すると聞きますが、これに対する費用は発生するのか。また、現地指導なのか協会本部においての研修課程を想定されるのか、どのような体制が考えられるのか。また将来、資格認定制度など想定しているのかということも少しお聞きしたいなというふうに思います。

また、この事業は、本来はコンサルタント事業の形態ではないかなというふ

うに私は考えるんです。コンサルタント事業者とどこがどのように違うのか説明していただければありがたいな。この協会は、能登町の建設工事競争資格審査を受けている事業者なのかということも詳しく知りたい。また、審査はこの協会は要らないのか。能登町の公共工事、コンサルタント事業を受注、契約できるのは、競争資格審査を合格した事業者だけだと思いますが、町の条例、規約に整合性はあるのかということも詳しくお聞きしたいなと思います。

唐突に協定、いわば契約ができることに対して、私は大変違和感を持っております。

能登町に対し真摯に資格申請を出して、協力、努力してこられた事業者。また、この中には金融業者とも書いてありますが、金融機関、コンサルタント会社は除外された形にならないのか。従来のコンサルタント会社や大手建設事業者などの自由な競争原理がこの協定によって損なわれるという危惧はないのか。この点についても見解をお聞きしたいと思います。

この協定を締結する前に、町の条例、規約改正は必要でなかったのか。改正が必要ではないのかなというふうに私は考えますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

アセットマネジメント協会との協定につきましては、費用は発生しません。ですから町がお金を出して事業委託をするというものではございませんので、そこはご理解願います。

分かりますか。それでよろしいですか、今のところは。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

この協定は、社会インフラの維持管理、自治体などの業務支援が目的と思われれますが、持続、継続して能登町のインフラ整備に対して権限を行使できるというふうな契約と私には感じるんですね。いずれにしても、町の公共事業の競争原理が逸脱している。条例改正手続が必要だと私は思っております。このように感じております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

1次産業の取組についてという質問であります。

先ほどの議員さんの質問にもほぼかぶりますが、簡潔に質問させていただきたいと思います。

農業について、企業誘致で進出してきた企業の現状と今後の事業展開を聞きます。

能登町へ進出してきた企業の要請に十分応える状況かどうか。また、蔬菜を育成する水環境などは万全かお聞きしたい。また、内浦地区の畑作農業について、何か新しい作物などを生産する動きはあるか、支援策はあるか、お聞きします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

町の第1次産業につきましては、人の生活の根幹部分である衣食住の食を支える部分でございまして、町を支える重要な産業であるというふうに考えております。しかしながら、第1次産業を取り巻く環境というのは決して優しいものではないということは認識はしておるところであります。

当町における農業参入企業につきましては、現在までに露地野菜、果樹、畜産、水稻の分野で5社の企業が参入しておるところであります。内浦地区の畑地においては、2社が露地野菜による営農を展開しております。

農業参入企業に対する支援策といたしましては、耕作放棄地の再生事業を行っているほか、現在、立壁・四方山地区において、老朽化により漏水が発生している石綿管のパイプラインを更新する事業を実施しておるところでございます。

また、畑作農業の支援策として、JAと連携したハウス資材に対する助成、また200万円以上の売上げがある意欲的な農業者に農業機械の購入を助成するという事業も実施しておるところであります。

今後も内浦地区のみならず、町全体においても新たな担い手が現れるよう環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

続いて、日本海側有数のイカの町、小木港。先日もNHK午後の7時半から中部ウイークリーで能登町のイカ取組が番組がしっかり放映されていました。

番組によりますと、全国のイカの水揚げは第3位だと言っていました。皆さんもよくご存じのとおり、排他的経済水域、漁場関係は最悪の状態です。一町行政ではいかんともし難いところがあると思いますが、小木のイカ釣り漁業に対する強力な支援策はあるか、お聞きしたいと思います。

また、重要な基幹産業であります定置網漁業についても、どう維持発展を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

県漁協能都支所周辺の道路、荷扱い場周辺が劣悪な環境であります。朝どれの新鮮な魚介類をスムーズに輸送するためにも早急に道路インフラ整備が必要だと思います。お考えをお聞きします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

イカ釣り漁業の支援につきましては、近年の外国船違法操業問題に係る関係機関への陳情に対する助成、そして経営の継続に必要な資金の利子の補助、そして襲撃、拿捕などの事故の損害を補填する漁船保険の一部を助成金として交付しております。

定置網漁業を含む漁業の維持につきましては、港のしゅんせつ、照明灯の修繕、それから漂流物の回収などによる環境整備とか、船舶免許取得の経費の助成などで現在支援をしております。今後も漁業者の声を聞きながら、国、県の動向を注視して支援してまいりたいというふうに考えております。

議員がおっしゃられた県漁協の能都支所周辺の道路環境整備等につきましては、私も十分に把握をしておりますので、今後も道路を管理する県に働きかけていきますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

ありがとうございます。しっかりと町長、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

最後に、1次産業は労力とすれば非常に苛酷であります。昨日も私も少し母親の作ったネギの取り入れに手伝いをしましたが、大変な労力で、心も体にもしました。手伝いながら思い出してきたのは、「爾俸爾禄 民膏民脂（なんじのほう なんじのろくは たみのこう たみのしなり）」でありました。どうか1次産業に従事される方々からの要望はしっかりと受け止めていただきたいというふうにお願いをいたします。

2つ目として、新しい国の体制、内閣が発足しました。来年度の安全操業を求めて、イカ釣り漁業団、また町長、町民を代表する我々、それから国会議員の先生方とともに、総理大臣、また外務大臣、農林水産委員長ができるだけ在席のうちに陳情活動でもできればどうかというのを提案したいなと思います。

最後に、新しい町長の予算編成について、拙速に結果を求めることでなくて、出足の結果の馬にならないように、反対意見にも耳を傾けて、町民の代表が反対することがないような慎重な町運営を期待して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、7番 市濱議員の一般質問を終わります。

それでは次に、2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

今年も残すところ20日を切りました。議場においでの方々はどんな年だったのでしょうか。

町長におかれましては、就任されてから8か月を超えたところでしょうか。どんな年だったのでしょうか。コロナ対策の1年だったのでしょうか。

昨日までに石川県では16日間、新型コロナウイルス感染症が確認されておらず、私も少し安心してはいますが、今まさに世界では変異株、オミクロン株の感染が確認され、改めて変異するコロナウイルスに対して感染対策を徹底しなければならぬと感じております。

今回は、1次産業を大切にされる大森町長に対して、コロナで大打撃を受けた挙げ句、原油の高騰等により取り巻く現状を加味していただき、質問に答えていただきたいと思っております。

1点目は、第1次産業に積極的支援をであります。

原油高騰とはちょっと違いますが、柳田地区の現状をまず先に言うと、春にはブルーベリーが害虫による被害を受けました。山口村政からの特産物であり、

北陸3県では出荷高もずば抜けて能登町が多い。マイマイガの影響で、例年なら50トン以上の収穫量があるが25トンと収穫量は半減している。

そして最近、原油の高騰により1次産業に受ける打撃は大きい。

町内で菌床シイタケ栽培をしている農家は、石川県の需要を能登町でほとんどと言っていいくらい供給しています。コロナ禍の中で観光業や宿泊業が疲弊する中、シイタケも食卓に身近に出てくる食材であります。ハウス栽培で菌床シイタケを栽培している農家は、これから冬を迎え、温度調整のためボイラーを使用する。燃料は灯油であり、1リットル当たり30円前後昨年より上がっています。

そして稲作農家は、町長もご存じのとおり米価下落であります。昨年より収入が1,000万円下がった農業法人もあると聞きます。

林業においても、山林から雑木や杉、そしてアテなどを搬出するのにバックホウや運搬車なども軽油などを使います。山から市場やチップ工場に運ぶトラッククレーンなども軽油で動くので、価格に敏感になります。

漁業においては、イカ釣り船団をはじめとし、全ての漁業においても原油高騰は経営を圧迫します。

コロナ禍の中において、追い討ちをかけての原油価格の高騰にいち早く第1次産業にてこ入れをしていただきたく、質問いたします。

1、コロナ禍の農林水産業の現状と前回の支援策の効果は。

コロナ禍の中、第1次産業である農林水産業の現状と、令和2年9月定例会議で可決された農林漁業継続支援緊急対策事業の執行額と効果はどれぐらいあったのか、お聞きします。

議長（酒元法子）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

それでは、堂前議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、能登町で農林漁業を営む方の数でございますが、直近の農林漁業センサスという統計調査によりますと、農業が554人、林業が95人、漁業が341人で、合計990人となっております。

また、前回の農林漁業者への支援策としまして、外食産業の需要減少における農産物や魚価の下落により農林漁業経営者の生活に深刻な影響が出た方を対象に、国のコロナ交付金を活用し、事業継続支援策として農林漁業継続支援緊急対策事業を実施させていただきました。その内訳でございますが、農林業者に対しまして13件で890万円、漁業者には61件で3,030万円を交付

しております。第1次産業における事業継続の支援策としては一定の効果があったものと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

合計74件の農林漁業者の皆さんに約4,000万円の執行額ということで、事業継続を応援することができたのでよかったですと思います。

そして、990人の事業者の方も経営するに当たりいろいろと努力していることと思いますが、努力してもどうにもならないのが新型コロナウイルス感染症と今回の害虫、原油価格の高騰であります。

原油高で影響を受けることを町長はどう考えているのか。今ではほとんどと言っていいぐらい原油高の影響がない第1次産業はないのではないかと思います。どうお考えかお聞かせください。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、10月1日に緊急事態宣言が解除となりまして、経済活動というのが徐々には再開はされてきておりますが、また、おっしゃられたとおり新たな変異株であるオミクロン株が世界的に流行の兆しを見せておりまして、コロナ禍による影響というのは外食産業の需要の減、米価の下落などを引き起こしておりまして、そこに原油の高騰という新たな問題が発生しており、引き続き厳しい状況が続いておるといことでございます。

この原油の高騰につきましては、石油輸出国機構と主要産油国による協調減産や円安の影響などにより、ガソリンの価格のみならず、生活に密着したあらゆる物価の上昇を招いておりまして、国民の生活や産業界へ大きな影響を与えております。

とりわけ農林漁業においても、資材、菌床シイタケなどのハウス栽培における燃料費、そして漁船の燃料代などの負担が大きく、農林漁業経営者が厳しい状況に置かれていることが喫緊の課題であるというところは認識はしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

堂前、そんな質問、言わんでも分かっとるわいやということでしょうか。喫緊の課題であると認識している、ちゃんと頭に入っとるぞということですね。本当にそれはよかったなと思います。

今後、町独自の支援策を町長としてはどう考えているのか。持木一茂前町長の下、いち早く行った農林水産業における前回の支援策は、コロナ禍が少し落ち着き始めた今、ありがたかったという声が聞こえてくる中、今度は原油高騰や害虫被害が出て、どちらも経営を圧迫し、さらなる支援策が必要と考えるが、第1次産業への選挙公約として活性化を図ると言われた大森町長、町独自の支援策をお聞きします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

支援策ということでございますけれども、現状ここで何々をするというところは控えさせていただきたいと思います。

原油の高騰につきましては、今後も国や県の動向によりまして、農協、漁協、森林組合などと連携をしながら経営安定のための支援策を模索していければというふうに考えております。

また、病虫害被害対策といたしましては、果樹に被害が出ており、特に被害を受けたブルーベリーにつきましては、普及センターと密に相談をしながら適切な被害防止対策に努めていきますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

町長の今の答弁を聞き、少し安心しました。農林漁業経営者の経営の安定のために、国から地方創生臨時交付金が来たら、またすぐ支援策を考えているということですね。と認識してもよろしいですね、町長。早急に、スピード感を持って実行していただきたいと思います。

次は、プレミアム商品券・飲食券の反省点はということで、プレミアム商品券・飲食券の経済効果はということです。

祭りやイベント等の人が集まることが少なくなり、第2弾のプレミアム商品券や飲食券の販売においては、新型コロナウイルス感染症が発覚してから今回は2回目の販売となりました。

飲食券では、プレミアム率が100%であり、近隣の自治体と比べてもずば抜けております。大変、飲食店や私のように家で肩身の狭い思いをして外食する人たちには、絶賛する声が多いです。

今回の執行率は、町民の何%が買い求めたのか。それによって経済効果はどういうふうにあったのか。調べたのか。飲食券と商品券に分けての諸経費、分けない諸経費の金額はということで、答弁していただきたいと思います。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

令和3年度のプレミアム付商品券・飲食券の執行率と経済対策、そして事務の経費につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けた地域経済の回復を目的に、全町民に対し購入引換券を配布し、消費の喚起を促進するために、町内の小売店や飲食店等において使用できますプレミアム付商品券を発行しました。利用期間はご存じのとおり8月2日から11月30日の4か月で実施をしております。

今回の執行率についてですが、販売数、これは全体で3万9,638冊を購入いただいております。引換券を郵送した時点での人口で割り返しますと購入の割合は60.9%となります。ちなみに昨年度も実施しておりますが、昨年度は62.4%。ほぼ同率ではありました。

続いて経済効果についてですが、約4億3,900万円と試算しております。この試算は、商品券と飲食券それぞれの販売冊数に利用額1万2,000円と1万円を乗じた金額になります。

この利用額以外の経済波及効果ではありますが、プレミアム商品券を発行することで、通常の消費以上にプレミアム商品券がきっかけとなってプラスの消費や上乗せをして支払われている消費が生まれたかなというふうに考えておりますが、そのアンケートは実施していないため、正確な経済波及効果額は把握できないので、ご理解願います。

続いて、今回のように券種を商品券と、それから飲食券、2種類に分けたときの事務経費ではありますが、それぞれ2冊ずつ計4冊を購入されると見込み、商品券・飲食券の印刷費用として約520万円、町内8郵便局での販売手数料

として約160万円、商工会での販売、換金業務として約250万円、購入引換券のはがき代として約100万円の計1,030万円の費用がかかっております。

対比で、券種を分けずに1種類とした場合、1人が4冊は同じとして購入される場合においても、ほぼ同額の事務経費となります。

参考までにですが、来月から実施しますキャッシュレス決済事業の全体の事務費は約220万円の見込みとなっております。

以上です。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

購入の割合は60.9%と、町民の6割の方が買い求めたということでした。商品券と飲食券では65.9%と55.8%ということで、2つの券とも55%を超えていることは、成功と見るべきか否か。

11番の先輩議員とは、町政での議論をよくします。その中で、堂前、どんな事業でも松井の背番号の55の数字を超えたら、その事業は成功とせんなんげんわいやと、よく言われます。しかし、果たしてそうかなというふうに自分は思うときもあります。諸経費は1,030万円ということであり、ふるさと振興課職員等を入れるとまだまだ高額の経費が使われているということを考えながら、次の質問に入りたいと思います。

反省点の総括をとということで、先ほど答弁されたパーセンテージを見ても、商品券が飲食券を10%も上回っていることが分かります。10%ということは、人口1万6,000人に対しての10%という認識で、1,600人の人が商品券を買っても飲食券を買っていないということになるのかなというふうに思います。

独り暮らしの方や老夫婦には飲食券は不要であります。それは、どれだけプレミアム率がよくても外食をしないからであります。ということは買わないのであります。

コロナ禍の中、今やっと沈静化している状態であり、世界60か国では変異株、オミクロン株が感染拡大し、第6波を懸念する状況が続きます。販売されたときは帰省できない状況が続いていたため、子供や孫のために飲食券を買っておく状況ではなかった。そういうことも含めて、今回の反省点や次に改善する点を挙げたいと思います。

まずは、どの年代が買っているのか、買っていないのか把握すべきではない

でしょうか。そして、商工会に加入していないところでも使えるようにならないのか。

商品券や飲食券を合算して、商品券にしてプレミアム率を上げるようにして、飲食や商品に使えるようにするといいのではないのでしょうか。飲食店に使う人は使うし、生活商品を買おうとする人はそれに使う。町民全体に対する公平、公正を追求するには、そのほうがよいのではないかと思います。

答弁をよろしくお願いします。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

ご質問の購入されている年齢層については、把握はしておりません。把握できておりません。しかしながら、購入を希望された方にはご購入いただいたというふうに思っておるところであります。

次に、商工会の会員以外の店舗での利用でございますけれども、本事業を商工会員の店舗での限定利用とした理由は3つございまして、まず、平成30年6月に制定いたしました能登町小規模企業振興基本条例というのが前提にございます。町内の大多数を占める小規模事業者の持続的な発展並びに地域経済の活性化を図るため、町商工会との連携強化を図ることとしているためでございます。

もう一つは、本事業が昨年の4月に町の商工会から要望書の提出がございました新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営支援として実施した第2弾の位置づけであるということです。

3つ目は、対象店舗を商工会員とすることで、その販売や換金業務の事務がスムーズに行えるというメリットがあるためです。町商工会員となることが本事業への参加条件であったことから、ここ数年右肩下がりであった商工会の会員数が前年より増加しているということでございます。

商工会に加入していない店舗を利用対象店舗にするということについては、現在のところ考えてはおりませんので、ご理解を願います。

次の商品券のプレミアム率を上げて、商品券のみでの実施ということですが、この事業で発行した飲食券の目的というのは、コロナ禍による外食機会の減少により町の飲食産業が特に大きな影響を受けたということから、町の飲食店を利用することで消費の拡大を図ることを目的としたものでございます。よって、議員のおっしゃるとおり外食をふだんから行わない方にとっては、利用する機会が限られて不便に感じられた方もおいでたかもしれません

けれども、今回の飲食券を発行した趣旨というのをご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

年齢層については把握していない。購入する人はするし、せん人はせんという答弁でした。そして、商工会員でない場合は対象店舗にしない。この事業によって商工会員が増えた。飲食券の発行は、新型コロナウイルス感染症に伴う外食の機会の減少により打撃を受けたことからであるという内容の答弁だったかなというふうに思います。

私の意見が正しいわけではないですが、経済効果の簡単な試算だけでも4億3,900万円という大金の事業であり、いろんな意味でもこの機会でデータとして残せるのではないか。100年に1度と呼ばれている新型コロナウイルス感染症であります。これに対応する行政の仕事は、数十年に1度の対応の仕事ではないかと考えます。少子・高齢化社会が進む中で、年少人口、生産年齢人口、老年人口ぐらいに分けてデータを取ると、また新しい事業を進めるにも役立つのではないか。

この年になり、だんだんと年を重ねると、人の意見を取り入れにくくなりますが、町長も私も同じかなと思います。柔軟性を持って相手と議論しながら。

そこで最後に、町長に、通告はしていないのですが、早くも第3弾のプレミアム券を発行する期待が飲食店や商店から、そして外食をする者から聞こえてきますが、ずばり聞きますが、第3弾はありますか。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

国の経済対策における交付金の事業内容にもよりますし、それからコロナ禍という感染症の拡大状況にもよると思いますので、今のところは答えというのは出せない状況でございますので、お願いいたします。

議長（酒元法子）

2番 堂前議員。

2番（堂前利昭）

最後に、今のところコロナの感染拡大によっていろいろとまた考えていくということでありました。いろいろと大変な時期かと思いますが、いろんなことをいち早く、臨時交付金が来たならばやっていっていただきたいと思います。

今日の質問はこれで終わります。

議長（酒元法子）

以上で、2番 堂前議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。再開は14時35分からいたします。（午後2時21分）

再 開

議長（酒元法子）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時35分再開）

それでは次に、11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

能登町議会も今定例会最後となりました。年がいもなく、ちょっと緊張しております。

先日、二、三日前ですけれども、テレビを見ていましたら、イカの町能登町のテレビ放映がされておりました。その中で、イカのルーツ、イカの料理、イカの料理にふさわしいお酒、そしてイカ包丁ですか。私は、イカは大好きな男ですけれども、イカ包丁があるというのは初めて知りました。大変切れ味がいいということでしていました。私も一つ欲しいなと思ったけれども2年待ちだそうなので、それまで生きておられるか分かりませんのでちょっと考えたけれども、一応注文だけはしておこうかなと思っています。

それでは、イカも近年の不漁と大和堆周辺での外国船の違法操業で、日本三大イカの水揚げが多いイカの町能登町にとっても大変な痛手であります。もちろん能登町の税収にも大変響いていると認識しています。

その打開策として、昨年6月、イカの駅つくモールのオープン。そして今年

3月に完成したモニュメント設置事業イカキング。イカキングモニュメントに対して、臨時交付金事業の補正予算が昨年7月会議において全員賛成で可決されております。地方創生臨時交付金の活用事例の一つに、地域の魅力の磨き上げ事業として、コロナ感染の収束を見据え、地域の多様な資源を利用した着地型の新たな観光コンテンツの開発、情報発信を実施するものに充当すべきとあり、モニュメント「イカキング」の事業は、私は何ら問題のないことだと考えております。

収束したかのように見えたコロナウイルスが年明けから感染が拡大したので問題化したものと私は理解しています。しかし、今ではマスコミ報道のおかげでイカキングも大変メジャーな存在になり、コロナも今のところ少し落ち着いている状況で、観光客もかなり当町に訪れているようだと聞いています。

昨年6月にイカの駅つくモールがオープン。そして、今年3月に完成したモニュメント「イカキング」との二人三脚での今日までに築いた経済効果を具体的に答えていただきたいと思います。

項目を挙げると、集客数、周辺施設の売上金、また税収など、その数値をモニュメント建設前と建設後を比較した様式でお示しただけであればありがたいです。

ここで、町長が東京奥能登応援団だよりでご挨拶しています。町長、知っていますね。その中で、そのくだりをちょっと読んでみます。「さて、町の出来事としては、昨年6月にオープンした観光交流施設「イカの駅つくモール」にシンボルとなる全長13m、高さ4mのスルメイカのモニュメントを設置し、その愛称が「イカキング」に決まりました。昨年のオープンから今年の8月までに来場者が10万人を超え、町内外より多くの方にお越しいただいています」と述べています。

そこで、今私が述べた経済効果についてのお答えをいただきたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、向峠議員の質問に答弁をさせていただきます。

イカキングについてでございますけれども、再度解説いたしますと、昨年、コロナ禍の起因によりまして観光客が激減し、特に宿泊業や飲食業などの観光業に大きな打撃を受けました。そこで、コロナの収束後の観光誘客というのを見据えまして、スルメイカの水揚げを誇っております小木港のイカを地域資源として捉えまして、のと九十九湾観光交流センター、イカの駅つくモールの敷

地内に本年4月に大型のスルメイカモニュメントを設置いたしました。

設置1か月後には、町民や観光客の皆様が親しみやすく、利用の促進を図るために愛称を募集いたしました。そして全国から900点の応募がございまして、選考の結果、「イカキング」に決定したということでございます。

ご質問の具体的な経済効果につきましては、まだ設置後8か月余りでございますので定量的な事業の効果の計測というは行っておりませんが、週末には観光客や地元住民が訪れましてにぎわっておるということでございます。

また、イカキング自体に遊具機能というのを持たせておりますので、ご家族や友達など様々な方が楽しまれて写真撮影などをされております。

また、それがSNSで発信していただきまして、そのことによって小木のイカの知名度も上がっており、隣接するイカの駅つくモールでは、本年4月から11月末の8か月間に7万2,000人、レジカウントでございましてけれども来場しております、また昨年6月20日のオープンから今月の5日までで、来場者ですけれどもレジカウントで15万人を達成いたしております。レストランで食事をする方やイカに関連する商品の購入をいただいておりますので、確実にイカの消費拡大につながっていると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

今、町長が述べられた今月5日までに約15万人。これは、この地方の都市に足を運んでいただける数としては、このコロナ禍において、私は結構大きな数字じゃないかと、そう聞いていました。町長が申したとおり、コロナ禍でありますので、これはまた完全とはいかなくても、今後収束というか落ち着けば、もっと客足が当町へ向いていただけるかなと、そう考えておりますので、そういうことも鑑みて、なお一層のデータ集積に、町民に理解いただけるようなデータ集積を今後もお願いしたいと思います。

それでは2番目の質問ですが、モニュメント「イカキング」の構造は、内部が鉄筋コンクリート造り、表面本体はFRP、繊維強化プラスチックにウレタン塗装がしてあると言われております。しかし、日本海と違って内海ですので、幾ら海のそばといっても塩害は高波が打ち寄せるところとは違って、全然ないとは申しませんが塩害等が考えられるし、また塗装の劣化、破損等が考えられます。

そこで、現時点で想定している今後の年間維持費、すなわちランニングコス

トやおおよその耐用年数を定量的にお答えいただきたいと思います。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

イカキングの規模ですが、今ほど向峠議員が申されたように、全長が13メートル、最大の幅が9メートル、高さが4メートル、重量が約5トンということです。構造は、安全性と耐久性を考慮しまして、中の見えないところは鉄骨造りにしております。本体はFRPで、そこに光沢感のあるウレタン塗装の仕上げをしております。

ご質問の現時点で想定している今後の年間維持費と耐用年数についてであります。年間のランニングコストにつきましては、設置されてから現在までは費用の発生はしておりません。今後の経年や使用頻度によりまして、先ほど申されましたように摩耗や欠損、それから塗装の劣化に対する費用が発生すると考えております。

部分的な摩耗や小規模な欠損の場合は、1か所当たり15万円程度の修繕費用がかかるというふうに見込んでおります。

また、塗装につきましては、塗料メーカーの保証期間が5年となっておりますので、5年ごとを目安に塗装状況を確認しまして全塗装を行う計画としております。その費用は150万程度を見込んでおります。

次に耐用年数についてであります。先ほど申されましたようにFRPで造っておりますので、一般的なFRP製の遊具で申しますと10年、予防保全を行うことで20年が標準的となっておりますので、ここでは20年間を見込んでおります。適切な維持管理に努めることで長期的な景観と安全を保持していきたいというふうに思っておりますので、ご理解願います。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

今ほど課長が答弁されたとおり、まだ新しいですから、そういうランニングコスト的なことは発生しない。だけど概算で20年ぐらいの一つのこのモニュメントの寿命かなというふうに答えました。だけど、やっぱり日頃の管理で若干延びる場合もありますし、できるだけコストのかからないように運営をしていただきたいと思います。

次に、今後のイカの駅つくモールのにぎわいを考えたとき、イカキングだけでは、いずれ人々の関心が薄れていくのではないかと私は大変危惧しているところでもあります。にぎわい創出を考えたとき、牛に引かれて善光寺参りではないけれども、子供やお孫さんがつくモールに行きたい、イカキングの広場に行きたいと心がかき立てられる施設に持っていくべきではないかと。そうすると、イカキングのほかに子供たちに親しみさや愛される遊具の設置を早急に取り組むべきと考えますが、町長のお考えをお示ししていただきたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

先ほどちらっと申し上げましたけれども、イカキング自体に遊具機能を兼ね備えたものでございます。訪れた方々がイカキングに触れ合って、様々なポーズを取って楽しまれておりまして、人気の写真スポットにもなっております。

特に子供さんたちは時間を忘れて、腕にぶら下がったり、登り降りしたり、口の中に入ったりと遊ぶことに想像力を育みながら楽しんでおるといふところです。そのことで、よりいかにイカに興味を持ってもらうかというきっかけになればと思っておりますし、子供連れのファミリー層の誘客にもつながればというふうに思っております。

遊具の設置についてでございますが、このイカキングによって、小木のイカの知名度の向上とイカの消費拡大、そして観光客の誘客の増大とイカに関する商品の売上げアップなどによる経済効果に期待をしております。今は遊具の整備というのは考えてございませんけれども、これから施設全体の利用者へのアンケートなどを実施しまして誘客効果等の検証を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

現時点では考えておらんと。私はもうちょっと前向きなご答弁をいただけるかなと思いましたがけれども。だけど、町長、あこへおいでる子供たちとか親御さんでも、全部が全部、イカキングに触ってつながって遊べる、そういう年代の子供ではありません。やはりキャラクター的なそういうものとか、幼い子供でも触ったり乗ったりするだけの遊具とか、いろいろあると思います。私はあ

まり詳しくないけれども。そうすると、町長がお答えになったような、イカキングに現在触れ合っている。どういう格好で、私もあまり詳しく遊んでいる様子を見たことはないですけれども、いろんな年代の子供たち、お孫さんたちが来るから、そういうことも考えて、どういう遊具を設置すればいいかということは早急に考えて対応していただきたいなと思います。

イカの駅つくモールやモニュメント「イカキング」の建設が多くの町民に、観光客に適切な判断であったと自信を持ってお示しするためにも、また、一過性の経済効果にしないためにも、適切な資産管理の運用を私は期待するものであります。そういうことで、名実ともに能登町のキングとなるような運営の方法を私は期待するものであります。

実は、雨降りだったけれども、私、先日、イカキングを見てきました。つくモールは入りませんでした。異様な風景で、圧倒されるものがありました。そこで、これが先ほど申した能登町のキングになってほしいなと、そう願いながら帰ろうとすると、イカキングに呼び止められまして、向峠議員、何か私に言いたいことあるやろうと。私は、あなたが健康でここでいつまでも頑張ってもらいたいと思いながら、何やと言ったら、私の思いをひとつ歌に詠んでくれというもので、私は歌はこれでやめようと町長と約束したんですけれども、俳句は季語が入るから私は嫌になったので、川柳は季語がないんですね。教育長、そうでしょう。

そこで、イカキングの希望によって川柳を一つ詠んでみます。

「大和堆 俺に任せろ イカキング」。

こういうメッセージだったと私は記憶しておりますので、イカキングが大和堆へ行って外国の違法操業船を追っ払ってくれれば、イカの町、小木港ももう少し明るい兆しが見えるんじゃないかと。私はそういうイカキングに夢を託しました。

そういうわけで、何度もくどいようですが、いろいろ紆余曲折あったイカキングでございます。能登町の宝として、執行部、町民、議会一同、大事にしていきたいと、私はそう考えております。

そこで、先ほど雑談の中で、5番議員が今年の漢字を何と決まったか知ってるかというさけ、「金」に決まったんです。私は一般質問を考えながらそういうことも考えておったんです。私は今年を一字に表すと忍耐の「耐」ではなかったかと、私はそう考えております。いろいろと皆様にご迷惑をかけたようなことも耐え忍んで、今日ここに立っております。そういう意味におかれまして、この「耐」を来年度も続けて、皆様にご迷惑をかけないようにひとつ頑張っていきたいと思っております。

そこで、先ほど2番議員と同じですけれども、通告外ですけれども、町長、

あなた自身の今年を一文字に挙げると何であるかお答えいただいて、その答弁を聞き、私は質問を終わりたいと思います。

議長（酒元法子）

大森町長。

町長（大森凡世）

非常に難しい質問でございますけれども、私はあまり考えてなかったんですけれども、一文字ではないかもしれないですけれども、「激動」の年であったということで終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

町長自ら、今年は「激動」の年であった。確かに町長、新しい能登町の2代の町長に誕生して、激動だったと思います。

来年は、2文字でいいです。「安定」で、ひとつよろしく願いいたします。つたない一般質問で、どうもご清聴ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、11番 向峠議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、明日、12月14日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（酒元法子）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

明日12月14日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、明日12月14日は休会とすることに決定いたしました。

今回は、12月15日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（酒元法子）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後3時02分）

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（酒元法子）

ただいまの出席議員数は14人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（酒元法子）

日程第1、議案第71号「令和3年度能登町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第13、議案第83号「公の施設の指定管理者の指定について」までの13件を一括議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（酒元法子）

総務産業建設常任委員会 小路政敏委員長。

総務産業建設常任委員長（小路政敏）

おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果をご報告いたします。

議案第71号 令和3年度能登町一般会計補正予算（第6号）歳入及び所管歳出

議案第73号 令和3年度能登町下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第74号 能登町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について

議案第75号 能登町情報公開条例の一部を改正する条例について

議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について

以上6件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（酒元法子）

次に、教育厚生常任委員会 市濱等委員長。

教育厚生常任委員長（市濱等）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

- 議案第71号 令和3年度能登町一般会計補正予算（第6号）所管歳出
- 議案第72号 令和3年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第76号 能登町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について

以上8件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第80号、81号、82号、83号の公の施設の指定管理者の指定について、能登町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条第2項の選定委員会委員には、「外部有識者を入れること」、また「選定に係る評価書の評価項目に町民の意見を反映した項目を加えてほしい」旨の意見がありましたことを申し添え、委員長報告といたします。

以上をもって報告を終わります。

議長（酒元法子）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（酒元法子）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (酒元法子)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討 論

議長 (酒元法子)

これから、討論を行います。
討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 (酒元法子)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長 (酒元法子)

これから、採決を行います。
採決は、起立によって行います。
お諮りします。

議案第71号「令和3年度能登町一般会計補正予算(第6号)」

議案第72号「令和3年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」

議案第73号「令和3年度能登町下水道事業会計補正予算(第1号)」

以上3件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (酒元法子)

起立全員であります。
ご着席ください。

したがって、議案第71号から議案第73号までの以上の3件は、委員長報

告のとおり可決されました。

次に、

議案第74号「能登町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について」

議案第75号「能登町情報公開条例の一部を改正する条例について」

議案第76号「能登町印鑑条例の一部を改正する条例について」

議案第77号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

以上4件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第74号から議案第77号までの以上4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第78号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第79号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第80号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第81号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第82号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第83号「公の施設の指定管理者の指定について」

以上6件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第78号から議案第83号までの以上の6件は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号

議長（酒元法子）

次に、日程第14、請願第1号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択について」の1件を議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（酒元法子）

教育厚生常任委員会 市濱等委員長。

教育厚生常任委員長（市濱等）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択について

以上1件は、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（酒元法子）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（酒元法子）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（酒元法子）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（酒元法子）

これから、採決を行います。
お諮りします。
請願第1号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択について」の1件に対する委員長報告は、採択です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

起立全員であります。
ご着席ください。
したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

日程の順序変更

議長（酒元法子）

次に、本日、市濱議員外1名から、請願第1号の採択に伴い、発議第3号「少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書」の1件が追加提出されました。
お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

発議第3号

議長（酒元法子）

追加日程第1、発議第3号「少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書」の1件を議題といたします。

提案理由の説明

議長（酒元法子）

提案理由の説明を求めます。

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

ただいま上程されました発議第3号「少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書」の提案理由の説明をさせていただきます。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策や貧困・いじめ・不登校に加え、GIGAスクール構想の1年前倒しの実施など、解決すべき課題が山積みしております。子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や、授業準備の時間を十分確保することが困難な状況となっております。

子供たちの豊かな学び、そして学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善が不可欠であります。

よって、次の3点について、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出するものでございます。

1つ、中学校・高等学校での30人学級を早急に実施すること。

2つ、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。とりわりGIGAスケー

ル構想の実施に伴うICTサポーターの配置増を早急に行うこと。

3つ、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、議員各位におかれましてはご審議の上、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（酒元法子）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（酒元法子）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（酒元法子）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（酒元法子）

これから、採決を行います。

お諮りします。

発議第3号「少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書」の1件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（酒元法子）

起立全員であります。

ご着席ください。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第3号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

休会決議について

議長（酒元法子）

日程第15「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和3年第9回能登町議会12月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（酒元法子）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、令和3年第9回12月定例会議の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

6日から開会されました今定例会議において、一般会計補正予算（第6号）をはじめ多数の重要案件につきまして慎重なるご審議をいただき、いずれも原案のとおり可決をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

なお、皆様から賜りましたご意見につきましては、厳正に受け止め、現状並びに課題の認識に努めてまいりますので、皆様の一層のご協力をお願いを申し上げます。

さて、昨日において、文化活動に優れた成果を示し、文化の振興、文化交流に貢献された方々に対しまして、その功績をたたえる文化庁長官表彰式が文部科学省で執り行われ、ユネスコの無形文化遺産である「能登のアマメハギ」の伝承活動や担い手育成に尽力をされたご功績が評価され、秋吉の天野登さんが文化庁の長官表彰を受賞されました。

天野さんの長年にわたる功績、ご努力のたまものと心からお祝いを申し上げますとともに、これからもお体をいたわりながら、その豊富な経験を生かして、後進の育成や指導を賜りたいというふうに住じます。

今年も残すところ、あと半月となりました。4月に就任し、新型コロナウイルスのワクチンの住民接種への円滑な実施体制の確保からスタートいたしまして、あっという間の8か月でございました。

町の主な出来事では、7月下旬には全国高等学校総合体育大会、ソフトテニス競技男子の部が開催されまして、石川県代表として出場しました能登高等学校の辻花・松本組が個人戦で3位という好成績を収め、うれしい知らせをもたらしてくれました。感染症対策を行いながらという中で、たくさんの方々のご協力のおかげで無事に開催することができました。

また10月には、移住、定住をサポートするため、空き店舗を活用いたしました活動交流拠点「ノト クロスポート」をオープンいたしました。ここを拠点に町が直面している人口減少や高齢化などの課題解決に向け、プラットフォームの構築、そして町の強み・特性を生かした関係人口創出などの取組を進めております。

新型コロナウイルス感染症においては、感染者の増加、減少を繰り返しまして、また夏以降にも変異株というのが蔓延し、町の行事、それから各地区で行

われる祭礼も昨年に引き続き中止となり、地域経済に大きな影響が出ました。

そんな中、プレミアム商品券・飲食券の販売、それから総務省の事業を活用し、ANAから社員の受入れを行い、地域の魅力を発信してもらうなど、疲弊した地域経済の活性化に取り組むなど、並行して町民の皆様への速やかなワクチン接種に職員一丸となって取り組み、希望する方への接種を完了することができました。また、現在は3回目の追加接種に向けて準備を進めているところでもあります。

全国的に見ても感染者が減少しており、少しずつ日常生活が戻ってきておりますが、現在も変異株の感染拡大が懸念されておりますので、今後もマスクの着用や手指消毒などの感染防止対策は欠かせないものとなっております。

そして、来年はとら年でございます。えとは十二支でございますが、正確には甲・乙・丙などの十干と言われるものとの組み合わせた60通りがあります。そして、来年のえとは、正確には「壬寅」の年ということでございまして、生命が誕生し、伸びていく年になりやすいと言われていた年でございます。うし年の今年に新型コロナウイルス感染症対策などを一歩ずつ着実に推し進めてまいりました。来年は、このえとにあやかりまして町政発展の飛躍の年となるよう、職員一同、気を引き締めて各施策に取り組んでまいり所存でございます。

また、年が明けた1月8日の土曜日には、消防団の出初め式が執り行われ、式典の後には、いやさか広場の前で消防団の合同演技の一斉放水が行われます。冬の里海に水のアーチが幾重にも架かる、壮観な風景をご覧いただければというふうに思っております。

その翌日の9日には、役場の里山ホールにおいて成人式を挙行いたします。将来の能登町を担う新成人の門出となる場でございますので、心よりお祝いをしたいと思っております。

結びとなりますけれども、皆様方におかれましては、これから年末年始に向かう折、寒さも一層増してまいりますので、お体には十分ご留意され、よい年を迎えられますようご祈念を申し上げます、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

散 会

議長（酒元法子）

以上で本日は散会いたします。

一同起立、礼。

お疲れさまでした。

散 会 (午前10時27分)

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和3年12月15日

能登町議会議長 酒元法子

会議録署名議員 田端雄市

会議録署名議員 金七祐太郎